

2022
HAND BOOK



勇猛果敢！

絆が創るこの地域(まち)の未来へ！

公益社団法人
彦根青年会議所

目次

1	LOMスローガン 日本JCSローガン JCI Creed JCI綱領
2 ~ 6	JCI Mission, JCI Vision, JCI宣言、綱領、JCI宣言] 解説、JCIの三信条、公益社団法人 彦根青年会議所 設立趣意書
7 ~ 9	公益社団法人 彦根青年会議所 歴代理事長及びスローガン
10 ~ 16	公益社団法人 彦根青年会議所 運動指針
17 ~ 22	公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 基本方針
23 ~ 33	公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 事業計画 総務委員会 広報ブランディング委員会 強固な絆確立委員会 地域未来創出委員会 財政規則特別委員会 70周年準備特別委員会
34 ~ 36	公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 職務分掌
37	公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 役員
38 ~ 39	公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 組織図
40	公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 出向役員・委員
41 ~ 43	公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 収支予算書
44 ~ 45	委員会事業会計勘定科目一覧表
46 ~ 62	公益社団法人 彦根青年会議所 定款
63 ~ 66	公益社団法人 彦根青年会議所 運営規則
67 ~ 70	公益社団法人 彦根青年会議所 役員選任の方法に関する規則
71 ~ 73	公益社団法人 彦根青年会議所 会員資格規則
74	公益社団法人 彦根青年会議所 周年記念事業積立金規則
75	公益社団法人 彦根青年会議所 周年記念事業積立金規則
76 ~ 77	公益社団法人 彦根青年会議所 緊急災害対策積立金規則
78 ~ 80	公益社団法人 彦根青年会議所 庶務規程
81 ~ 84	公益社団法人 彦根青年会議所 理事会における申し合わせ事項一覧
85	公益社団法人 彦根青年会議所 議事法動議リスト
86 ~ 88	公益社団法人 彦根青年会議所 近畿地区滋賀ブロック協議会 災害時における救援相互運営規定
89 ~ 100	彦根市および周辺4町との災害協定書 姉妹LOM災害協定書
101 ~ 105	公益社団法人 彦根青年会議所 災害時等対応マニュアル
106 ~ 107	公益社団法人 彦根青年会議所 カロムマーク使用許可申請書
108	公益社団法人 彦根青年会議所 「湖道」楽曲使用許可申請書
109	名誉会員 (3名) 賛助会員 (11名)
110 ~ 122	特別会員名簿 (338名)
123 ~ 124	物故会員 (85名)
125 ~ 131	公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 正会員名簿 (34名)
132 ~ 133	公益社団法人 彦根青年会議所 2021年度 新入会会員名簿 (6名)
134 ~ 135	会員携帯番号一覧 (別紙シール)
136 ~ 137	年度別卒業生 早見表
138	外部監事 (2名) 事務局員 (1名)
139	公益社団法人日本青年会議所 近畿地区協議会 2022年度組織図
140 ~ 141	公益社団法人日本青年会議所 近畿地区 滋賀ブロック協議会 2022年度組織図
142	滋賀ブロック協議会 各LOM例会日及び各事務局就業時間
143	日本青年会議所、近畿地区協議会、滋賀ブロック協議会、 並びに県内各LOM、姉妹LOM事務局所在地
144 ~ 145	主要連絡先一覧
146 ~ 147	2022年度 年間公式スケジュール
148 ~ 152	MEMO

裏表紙内 JCSong 若い我等 明日のために 編集発行
裏表紙 ハンドブックの取り扱いについての注意事項
QRコード (公式WEBサイト、Facebook、Instagram)

公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度スローガン

勇猛果敢！
絆が創るこの地域（まち）の未来へ！

公益社団法人 日本青年会議所 2022年度スローガン

愛が、希望に変えていく。

The Creed of Junior Chamber International

We Believe;

That faith in God gives meaning
and purpose to human life;
That the brotherhood of man
transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
by free men through free enterprise;
That government should be of laws
rather than of men;
That earth's great treasure lies in
human personality; and
That service to humanity is the best
work of life

JCI綱領

我々はかく信じる：

「信仰は人生に意義と目的を与え
人類の同胞愛は国家の主権を超越し
正しい経済の発展は
自由経済社会を通じて最もよく達成され
政治は人によって左右されず法によって
運営されるべきものであり
人間の個性はこの世の至宝であり
人類への奉仕が人生最善の仕事である

JCI Mission

To provide development opportunities
That empower young people
to create positive change

より良い変化をもたらす力を青年に与えるために
発展・成長の機会を提供すること

JCI Vision

To be the leading global network
of young active citizens

青年の行動的市民活動を支援する
国際的なネットワークをもつ先導的機関となる

JC宣言

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

綱 領

われわれ J A Y C E E は
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者 相集い 力を合わせ
青年としての英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

『 J C 宣言 』 解説

日本の青年会議所は

まず初めに、全国の会員にも外部の方にも、この J C 宣言文の主体が誰なのかを明確にし、組織としての責任と役割、そして運動の方向性を再確認することが必要です。

「青年会議所は」と明示することで、この宣言文が会員個人ではなく、「組織」としての宣言であることを示しています。

また、「日本の」とすることで、国内における全ての青年会議所が J C 宣言文の主語であることを明示し、志を同じくする全国の会員同士の強い「連帯」も表現しています。

希望をもたらす変革の起点として

青年会議所は、明るい豊かな社会を創るために、社会により良い変化を生み出す「変革」を運動として起こすことに挑戦し続けてきました。

物事のはじまりを意味する「起点」は、青年会議所が「率先して行動する組織 (Do-tank)」であれという矜持を表現し、私達から社会変革を生み出していくという意志も表しています。

そして、その運動によって生み出すものの本質は、誰もが、社会と自らの人生をより良くすることができると実感する「希望」であることを示しています。

輝く個性が調和する未来を描き

昨今の潮流の中で、グローバリズムからナショナリズムへ、また利他から利己へと、行き過ぎた国家主義や個人主義が助長され、国家間のみならず地域社会の中においても「分断」や「対立」が生まれており、2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大によって、それは加速しています。

本来であれば、考え方や生き方の違いは二項対立の構図ではなく、多様性や包括性といった価値観の中で、異なる「個性」として尊ばれるべきものです。

「調和」は、同調を強要し個性を抑圧するものではありません。「人間の個性はこの世の至宝である」と信じる青年会議所は、特定の政治思想にも、また、ナショナリズムや宗教、人種、ジェンダーにも偏らず、あらゆる若者が挑戦できる社会に開かれた組織であるからです。

J C の 三 信 条

この様に、広がりつつある「分断」の時代において、様々な個性やアイデンティティの架け橋となる「未来を描く」強い意志を示しています。

社会の課題を解決することで

青年会議所は「社会に対して何をする組織なのか？」という問いに対する明確な答えを表しています。地域に根差す青年会議所の運動は、社会の幅広い課題を抽出し、自らそれを解決することと位置付けています。

「社会の課題」とは、地域固有の課題だけではなく、経済の再生や少子化、高齢化といった国家的な課題、あるいは気候変動や人権問題といった国際的な課題を含み、およそ青年が取り組むべき様々な課題を包括しています。どの様な社会課題であっても、それは地域だけではなく国家や世界と複雑に関係し合っているからです。

だからこそ、私たちは、多面的な「社会課題」を解決する運動を地域毎に起こし、そして、私たちが持つ組織のネットワークによって全国、あるいは世界的な運動へと拡大させ、より良い社会を創り出すことができることを表しています。

持続可能な地域を創ることを誓う

日本の青年会議所は、1990年に「地方分権推進宣言」を、さらに、2019年には「SDGs推進宣言」を総会で決議しました。

「持続可能」とは、地域の人口や財政、環境を持続可能なものとするに留まらず、そこに住まう全ての人々が笑顔で生きがいを持ち、自ら挑戦し続けることができる社会を意味します。

全国各地の青年会議所が様々な社会課題を解決することで、自らが住まう地域を持続可能なものとし、そしてその総和によって「明るい豊かな社会」を創ることを誓う形で宣言しています。

SERVICE (奉 仕)

社会への奉仕は人生最大の仕事である。

TRAINING (修 練)

地上最大の宝は個々の人格にあり。

FRIENDSHIP (友 情)

友情は国家主権に優先する。

サービ ス = 社会への奉仕

トレーニング = 個人の修練

フレンドシップ = 世界との友情

1950年5月1日に、現在の日本青年会議所の前身であるJ C懇談会の中で、J C運動の行動綱領としてこの三信条が採択された。この三信条の意は、J C運動とは、若い人々が集まって自己啓発・修練を行なう場であり、培われた力を用いて地域社会にサービス(奉仕)することである。そして、そのトレーニング・サービスを支える力として、会員全員、同志を貫くフレンドシップ(友情)がある。

公益社団法人 彦根青年会議所 設立趣意書

大戦により打ちひしがれた日本経済も漸く再建の軌道に乗りつつありますが、幾多苦難に充ちた情勢にあり、世界に伍して完全な自立日本経済を確立するのは重責は愈々吾等青年の双肩にあるものと存じます。斯く吾々青年の重責を思考する時、吾々は青年としての覚醒を促されると共に強き奮起を覚ゆるものであります。

幸いに先に青年の国際的機関として「国際青年会議所」の設立を見、更に数十ヶ国に各国青年会議所が結成せられ、国籍・人種を超越したる青年の交歓が行われて居ります。我が国においても既に東京を初め主要都市には続々その設立が実現され、社団法人日本青年会議所も設立されたのであります。

当彦根市も産業都市・観光都市として更に一層の充実と飛躍が要望せらるる時に当たり、かかる国際的連繋と国内諸都市との協調によってより健全なる郷土の発達を期して市内在住の青年経済人が大同団結し、茲に「彦根青年会議所」の設立を企画した次第であります。吾々は茲に志を同じうする青年相寄り彦根青年会議所を設立して、商工青年の親睦を通じ、「個人の修練」「社会への奉仕」「世界との友情」の三大目標を掲げて活潑なる実践活動を行い、良き経済人として彦根産業の進運に寄与致したいと念願するものであります。幸い郷土諸賢の賛同と御支援により吾々の企図するところの実を挙げしめられることを切望するものであります。

公益社団法人 彦根青年会議所 歴代理事長及びスローガン

	理事長
1953～55年度	中川芳之助
1956年度	大日方正明
1957年度	木下 武三
1958年度	角 栄次郎
1959年度	加納 久吉
1960年度	田中 綱雄
1961年度	近藤喜久三
1962年度	森江 俊二
1963年度	小出 信雄
1964年度	樋口 敏雄
1965年度	宇田 勘造
1966年度	丸橋 泰藏
1967年度	岩崎 義雄
1968年度	近藤長太郎
1969年度	木田 隆夫
1970年度	堀 部明
1971年度	われらの自覚と責任
1972年度	若人が共に歩もう あしたのために
1973年度	フレッシュなJC活動をおこそう
1974年度	心の豊かさで目指そう 明日の社会
1975年度	若さと叡智で社会のいしづえとなろう
1976年度	厳しい自覚 正しい認識 示せ行動
1977年度	あしたのために 豊かな理性 たくましい行動
1978年度	創ろう明日の社会 理性と情熱で深めよう連帯感
1979年度	自信と勇気で可能性への挑戦 創ろう誇りあるまち
1980年度	豊かな心 厳しい自覚 創ろう明日のまちづくり
1981年度	集うJAYCEE 燃やせ情熱 めざそう明日のまちづくり
1982年度	若き団結と情熱でめざそう 誇れるまちづくり
1983年度	活かそう30年の歩み 進めよう誇りあるまちづく
	藤居 孝典
	小幡 善治
	松田 亘史
	原 幸男
	田島 茂洋
	藤田 昌利
	川居 正則
	正村 嘉規
	伊藤 武彦
	一圓 億夫
	宮川 孝昭
	夏原 平和
	清水 克己

1984年度 育くもう豊かな感性
創ろうゆとりある社会 中川 明

1985年度 新たな発想 ひろげよう地域の輪
すすめよう活力あるまちづくり 清水 裕一

1986年度 活力あるまちづくり 勇気ある行動を
おこそう 21世紀をめざして 佐竹 穂
21世紀の扉を拓くために、今…… 片岡 哲司

1987年度 Old and New 新たな発想先進の気概
で創ろう 新しい価値誇りあるまち 小出 英樹

1989年度 築こう、魅力と誇りあるまち
いま彦根のこころで 木村 泰始

1990年度 めざせ 明日へのまちづくり進もう
われら知・気・遊・人 一圓外志夫

1991年度 調和と研鑽で
創ろう活力と潤いのある人・まち 伊吹 之男

1992年度 創造! 知のRE・SORT
夢あるまちをめざして 上田 豊弘

1993年度 先人のゆめを未来へ
歩もう共創のまちづくり 加納 滋康

1994年度 変革の気概で
めざそう誇りあるまちづくり 森原 勇治

1995年度 見つけよう自分らしき育てようライフス
タイル まちは夢あるわくわくフィールド 棚橋 勝道

1996年度 ひと・まち・ゆめ 起こそう
魅力あふれる新気流 田附 弘

1997年度 新しい時代の風
めざそう輝く「個」の創造 北村 篤司

1998年度 集めよう想いと行動 深めよう心の絆
"市民参加"のまちづくりへ 田島 一成

1999年度 行動しよう 若い力で 切り拓こう 未来
に向かって 責任世代の仲間と共に 矢田 嘉彦

2000年度 Open Sesame! 共創の鍵で開こう
次代の希望(ゆめ)への扉を 安田 良介

2001年度 21世紀のレゾナデートル
夢と情熱を "かたち" にかえて 北川 敦久

2002年度 コミュニケーションで拡がる 私たちの未来
いざ出発たん 新しい時代の輝く地域へ 谷口 典隆

2003年度 ひこね維新
次代を切り拓く烈風になれ 木川 英樹

2004年度 創造的革新 新しい夢への挑戦 鈴木 則成

2005年度 感動に出逢えるまちを目指して
響け! ひこね魂 北川 豊

2006年度 情熱と勇気ある行動で
まちの未来を切り拓こう! 岡村 博之
木村浩一郎

2007年度 熱き志を胸に 輝く夢への挑戦!!

2008年度 磨け!個性 築け!熱き友情
進め!輝く未来へ!! 堤 周徳

2009年度 輝く未来へ なすべき業をなごまし 赤井 康彦

2010年度 躍動するまちへ! みせろ!
我らの行動力! 藤田 武史

2011年度 誇りを胸に 信じあう仲間と
夢をかたちに この地域とともに 清水 智弘

2012年度 メンバーの絆を力に! 全力で駆け抜け
よう、この地域のために! 橋本 健一

2013年度 新たな挑戦 心をひとつに
つなげ未来へ 上田 歌麿

2014年度 ~新・ひこね創造~
次代へつなぐ革新者となれ 林 雅彦

2015年度 全てはメンバーとこの地域の
未来のために! 鈴木 宗亮

2016年度 真なる覚悟をもって いざ進もう
アメイジングひこね! 安居 輝人

2017年度 情熱と誇りを胸に とともに築こう
次代のひこね 西崎 匠

2018年度 最高の仲間と共に
夢ある未来へ 笑顔で進もう 杉原 篤

2019年度 高い志を掲げ 揺るぎない覚悟を持って
輝かしい未来を想い描こう 川口 義弘

2020年度 Positive change! 先駆者精神で切り拓く
活力あふれる未来の創造 宮川 佳典

2021年度 一心一意! 夢、希望溢れるひこねへ! 北村 忠征

2022年度 勇猛果敢!
絆が創るこの地域(まち)の未来へ! 横津 優騎

公益社団法人 彦根青年会議所 運動指針

We can go to the next stage

～私たちのチカラがひこねの未来を創造する～

【はじめに】

私たちは「明るい豊かな社会」を実現していくために歩みを決して止めてはいけません。

小さな積み重ねがやがては大きなチカラとなり、そのチカラがひこねの輝かしい未来と繋がっていくのではないのでしょうか。

人と人・人と地域全体を繋いでいくために、先ずは私たちがひこねに対する愛情を持つことが重要であり、その愛情をひこねに関わる全ての人びとへ伝播していくことが必要です。しかし、現在では地域コミュニティにおける繋がりが希薄になり、人と地域社会との繋がりが疎遠になりつつあります。また、人と人の繋がりは、テクノロジーの急速な普及によって生活様式も快適で便利になり、多種多様な情報伝達手段が増えたことで、それぞれに必要なコミュニケーションツールの幅が広がり、より多くの人たちと交流を持つことができるようになりました。しかしながら、携帯やメール・SNSにおいて老若男女問わず匿名で発信できる無秩序でこころ無い言葉が蔓延していることも事実です。すなわち、経済的、物質的には豊かになったと言えますが、こころの豊かさは満たされていない状態となり、利他の心が持たなくなっています。そして、ひこねに昔から伝えられてきた慣わしやしきたり、伝統工業と一次産業に対しての担い手の減少が進み、このままでは他に誇れるひこねの魅力を未来に伝承できないことが危惧されます。

今、「あなたの住むまちはどんなまちですか？」と

尋ねられたら自信を持って答えられますか。私たちは常に本気でひこねの未来を見つめ、真剣に考える機会を創出しています。それらの機会は地域社会の一員であるという自覚を持つことができ、ひこねへの魅力や誇りを広く地域外に発信したいという気持ちと意識を育み、よりよいまちづくりへと向かわせる原動力になります。豊かな自然、世界に誇れる歴史と文化、過去から伝承される精神性に溢れたまち。それらに誇りを持った私たちのチカラで更に輝きあるものに進化させ、希望と笑顔が溢れ活気に満ちたひこねにしましょう。

創立60周年時に策定された運動指針「New Value for Our Future ～夢ある未来へつなぐ新たな価値の創造～」において、「まち」づくり、「ひと」づくり、「こころ」づくり、「組織」づくりの4つのつくりのもと、10年先を見据えて運動を展開してきました。5年が経過した今、これまでの事業で培ってきた経験や学びをチカラに変え、ひこねの未来を見据えた運動指針に進化させるべく、これまでの「まち」「ひと」「こころ」「組織」に加えて「夢」のチカラを新たに掲げます。ひこねに関わる全ての人びとに、より良い影響をもたらす愛され必要とされる組織として、確実に歩みを進め、その轍を次世代に継承し、ひこねの未来が活気に満ち溢れ更なる発展に繋がる指針を示します。

I 「まち」のチカラ

～“ひこねオリジナル”の提唱による活気溢れる地域の創造～

地域のたからとして、“ひこねオリジナル”と定義づけ発信し続けてきた、歴史遺産、伝統、文化は私たちの暮らすまちに数多く存在します。これまでひこねの魅力を発信することで、市民の郷土への愛着と誇りを育み、まちのチカラを高めてきました。今後もまちのチカラを高めていくためには、明るい豊かな社会の実現へ向けた新たな“ひこねオリジナル”の

探求・創造に積極的に取り組む必要があります。私たちの手で創造した“ひこねオリジナル”を力強く発信することで、私たちの住み暮らすまちが更なる輝きを放ち、活気に溢れることに繋がります。私たちが青年経済人としての責務を果たす強い覚悟と挑戦する気概を持って、新たなまちの創造に取り組むことが必要です。

これまで私たちが継続的に手掛けてきた諸事業の今後の方向性を含めて、私たちが率先して魅力を発信するだけでなく、市民自身の手によって更なる発展を遂げることでできる環境を整備していくことで、主体性溢れる市民の関与を引き続き推進していきます。また、これまで利用されることのなかった地域資源を活用する中で、新たな“ひこねオリジナル”というまちのチカラを創造し、次代を担う世代に継承していく環境を整え、新しいひこねのかたちを再発見する機会を提供していくことで、愛郷心に溢れたまちづくりを目指します。

Ⅱ「ひと」のチカラ

～使命感と行動力を持った“ひこねびと”の伝承～
このまちのことを本気で考え、率先して行動する人“ひこねびと”を育成することが、このまちの未来を創造することに繋がります。これまで、私たちは自身の資質の向上を図り、修練を積み重ね、ひとのチカラを高めてきました。今後もひとのチカラを高めていくためには、高い志を掲げ更なる成長を求める私たちと市民が共にチカラを合わせ、ひこねの輝かしい未来を担う子どもたちに、“ひこねびと”としての自覚と誇りを伝承することが必要です。

青年会議所の運動を通して磨かれたスキルや豊富な経験をもとに、更なる運動を展開していくことは、相乗効果を生み出すことに繋がります。その中で、育まれるまちへの想いを、より多くの人びとと共有し高めていきます。そして、私たちが行う社会貢献

活動に、感化された人びとが“ひこねびと”と成り得、更なる効果をもたらすことへと繋がります。また、多種多様な個のチカラを持った“ひこねびと”が集うことは、様々な課題解決に向かうチカラを創造することができます。私たちがそのチカラを一つにし、未来を担う次世代のリーダーへ想いを紡ぎ、更なる進化を遂げた“ひこねびと”の育成を目指します。

Ⅲ「こころ」のチカラ

～“ひこねスピリット”が漲る活力ある地域社会の継承～

私たちが暮らすまちには市民の手で大切に守られてきた国宝・彦根城を中心とした歴史的な遺産や文化、地域を取り巻く豊かな自然があります。更にこのまちには目に見える価値だけではなく、見えないけれど確かに感じることでできる価値である、先人より受け継いできた誇るべき「こころ」があります。これまで私たちは様々な事業を通じて地域資源の魅力を市民と共に再認識し、価値を共有することで、まちへの愛郷心を育みこころのチカラを高めてきました。今後もこころのチカラを高めていくためには、このまちの課題を解決する上での根幹となる、“ひこねスピリット”をより大きなチカラへと発展させていくことで更なる繋がりをを持った豊かなこころの醸成が必要です。

情報社会の発達により誰もが簡単に情報にアクセスし発信できる時代になった昨今。大量の情報を取捨選別し、本当に有用な情報や大切な情報を見極めることが難しくなったともいえます。私たちが「ひこねスピリット」を醸成しその想いを人々に伝播していくことで、市民が真に進むべき進路を指し示すことができます。また、彦根城世界遺産登録への市民運動が本格化する中で、様々な視点からまちについて考え行動し培ってきた経験や学びをまちに還元し、行政や諸セクターと連携することで、地域の活性化だけでなく地域資源の価値を再認識しまちへの愛

情と誇りがより一層溢れるひこねの創造を目指します。

Ⅳ「組織」のチカラ

～目指すべき彦根青年会議所像～

言うまでもなく、私たちは、地域の青年経済人として明るい豊かな社会の実現に向け、青年らしい新たな価値観を創出しながら地域社会に貢献しつづけていかななくてはなりません。そのために私たちは、仲間と集いながら自己研鑽を積むことで自らの能力を高め、全国城下町シンポジウムや滋賀ブロック大会主管といったチャレンジを積極果敢に行い、組織としてのチカラを高めてきました。今後も組織のチカラを高めていくためには、先輩諸兄から伝わる知識やネットワークを活かし、地域での発言力・説得力を高めていくことが肝要です。合わせて、時代の変化に応じて残すべき伝統は残し、変えるべき部分は見直ししながら、柔軟に対応していける組織を目指しましょう。そのためにも、より多くの洗練された仲間を迎え入れ、切磋琢磨していける環境づくりが必要です。

これまで私たちは、数多くの社会的課題を解決するために、多岐に渡る運動を展開してまいりました。そして、それぞれの分野において、より専門性が必要となるために、行政や諸セクターなどとの連携を構築することで課題解決への適応力を高めてきました。このネットワークを一層強化し、諸セクターを取りまとめる立場を確立することで地域の中での存在感が増し、より説得力のある活動の展開が可能となります。また社会的課題の解決に向けた問題意識の共有といった双方向のコミュニケーションを促進し、内部へとフィードバックしていくことで一層質の高い活動へと繋げていきます。そのためには高い志を持った仲間を募ることが必要不可欠です。青年経済人としての品位・品格を兼ね備えた同志が増えることで互いに刺激し合い、そういった人財が積極

的に活動する中において、組織のシステムを時代に合わせた取捨選択を行い、効果効率的な組織運営を目指します。

Ⅴ「夢」のチカラ

～希望溢れるひこね愛の高揚と伝播～

現代の社会において経済的、物質的な豊かさは満ち足りていると言えますが、こころの豊かさの充足も同時に求めていかなければなりません。その全てが欠けることなく充足していることは、ひこねの未来が明るく、ひこねに関わる全ての人に笑顔が溢れていることこそが真の豊かさであると考えます。そして、ひこねの将来の構想や展望、すなわち「夢」を思い描き、ひこねが活気に満ち溢れるために、「夢」を叶える逞しいこころを一人一人が持つことが必要です。

私たちが率先励行していくべきことは、掲げた夢と希望を地域に根ざし、夢を思い描くことのできる環境を創出することで、真の豊かさを持った地域の創造に繋げることです。そのためには、行政や諸セクターと協働し、多種多様な意見や考え方に耳を傾け、新たな角度から物事の捉え方を学び共有していくことが肝要です。そして、ひこねに関わる全ての人が、まちへの愛情と誇りを持ちその想いを伝播することが、ひこねの未来を思い描くことに繋がります。そうすることで、胸を張って自らの夢を堂々と語り、夢に向かい挑戦するチカラを養っていきます。そして、目標に向かって行動する大切さを伝え、未来を見据えた行動に繋がる学びや気づきを得る機会を提供することで、夢と希望溢れるひこねの創造を目指します。

【むすびに】

彦根青年会議所が持つ最大限のチカラを発揮し、ひこねの輝かしい未来を創造するには、多くの魅力ある歴史と文化や豊かな自然が存在することへ感謝し

、その想いをひこねに関わる全ての人と分かち合うことが大切です。また、日本古来の良識である「情けは人の為ならず」親切は巡り巡って自分に返ってくるという意味の言葉があります。私たちは先人の御恩を享受し、揺るぎない信念を持ち続け、次世代により良い形で繋げていくことが必要であります。私たちが運動を展開していくことがひこねに変化を与え今後の道標となります。そして、汗をかき、精一杯取り組むその姿こそが人々の心を動かし、ひこねの未来が活気に満ち溢れ更なる発展を遂げると確信します。青年らしく失敗を恐れずに積極果敢に挑戦し、熱い想いと覚悟を持ってひこねの未来を創造し、私たち彦根青年会議所は新たなステージへ全力で邁進して参ります。

公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 基本方針

理事長 横津 優騎

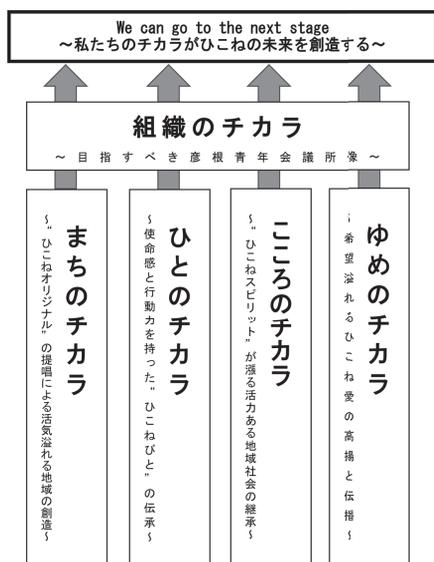
【はじめに】

私たちは、未だ予測不能な新型コロナウイルス感染症や災害から社会的、経済的に大きな打撃を受けている中、菌を食いしばり脅威に負けずと青年会議所運動や地域を盛り上げる為一生懸命に取り組む事に大いに誇りを持ってほしい。中途半端な気持ちでは決して出来ません。私たちの熱い想いや覚悟は必ずこの地域（まち）、人の活力となり未来への希望を創り上げます。

私が、彦根青年会議所に入会したのは2014年。「JCに入ったら人生変わるかもよ」と諸先輩方が言われていましたが、JCに入会をしても自分を変えるきっかけがあるとは到底思えませんでした。また、社会貢献という言葉さえ知らなかった私にボランティア活動は積極的に向き合う事が出来ませんでした。しかし、2016年に委員長へとなる機会をいただきました。そこから、私の人生は大きく変わり始めます。委員長という役職をがむしゃらに向き合った結果、私自身が多くの人びとに支えられていることを実感するとともに、社会貢献に対する考え方を大きく変える機会となりました。ここで得た経験は、私にとって大きな財産となり、JCや社業に向き合う上で欠かせないものになりました。しかし、2019年に内臓疾患により死に直面しました。日が経つごとに悪化していく中、悲しさよりも悔しさが込みあげてきて涙しました。もっと社業、JC活動、運動を無理してでもやっていたら良かった。失敗をしても挑戦していれば良かった。チャンスを捨てずに掴むべきだった。死と直面したからこそ、このような感情になったと思います。

私の経験から皆さまにお伝えしたいことは、手遅れになる前に何事にもぶつかりに行ってほしい、そこにチャンスがあるなら、恐れず掴みに行ってください。一度しかない人生に誇りをもって生きてほしい。

人は失敗や絶望によって、足を止めるのではありません



。挑戦することを諦めたときに足を止めるのです。人は成功や希望があるから、前に進むわけではありません。挑戦するという意志を抱き前に進むのです。足を進めるも止めるも、全ては自分次第。20歳から40歳までという限られた時間があるからこそ、諦めず希望を抱き挑戦続けましょう。答えが見えなくても、私たちの歩む道は必ずより良い未来につながっています。青年らしく英知と勇気と情熱を持って挑戦しましょう。どんなに困難な道のりでも、仲間と手を取り合えばもう一歩踏み出せる。私たちだからこそできる新しいことに挑戦し、未来へ繋げていきたいと考えます。

【時代に合わせた効果効率的な組織運営に挑戦】

組織の根幹は厳格な組織運営であり、総会や理事会は青年会議所の重要な場となります。そこには、68年間守り抜かれてきたルールと受け継がれてきたプロトコルがあり、先輩諸兄から脈々と紡がれてきた厳格な組織運営は彦根青年会議所の基盤となるものです。その受け継がれたルールとプロトコルは現在において私たちの「誇り」でもあります。

しかし、社会情勢が目まぐるしく変わる現代では、この運営方法に変化が求められているのも事実です。様々な角度から取り組みをより良くするためには、新たな手法に挑戦し時代に合わせた運営を作り出す必要があります。そのために、積み重ねてきたシステムや手法を振り返り、現代に合うものへと再構築することで、より洗練された組織を創りあげるのである。新たな取り組みは青年会議所運動を展開する基盤となり、地域に求められる団体として誇れる組織を運営するのです。新しい運営に挑戦し、受け継がれてきた運営を更に昇華させましょう。

【魅力あふれるJCブランディングの推進】

青年会議所とは何か。どのような団体で何を目的としているのか。それを理解している市民はどれだけのでしょうか。どれほど良い事業を展開しても、市民の共感を得なければ意味を成しません。運動を効果的に展開していくには、ブランド力を更に向上させることが必要です。

SNSの普及により膨大な情報を取捨選択しながら生活している一方で、我々が情報を発信する立場になった時、ただ漠然と発信しているだけでは伝わりません。表面的な情報だけでなく、そこに至る背景や目的といった想いを伝えることで市民の心に強く伝わると考えます。対外広報は地域の人々への理解と信頼関係の構築、事業の目的と魅力や事前の取り組みへの共感による参加者の促進、本会の価値向上に繋がります。発信方法が進化していく中、楽しさを伝えるためにトレンドを取り入れた媒体を駆使し、形に捉われず新たな発信内容を企画することが、青年会議所のファンを創出し、我々が目指す市民の意識を醸成することに直結するのです。「明るい豊かな社会」を実現するためには、我々自身が学びに対する意識を高めなければなりません。そして会員だけではなく、市民と共に新たな学びを得る機会を創出することで、同じ目標に向かっていくという理解につながります。

【交流から強固な絆を確立、会員結束の強化】

青年会議所は20歳から40歳までと年齢制限があり、この在籍期間というのは、家族、仕事、また趣味などにも力強く打ち込める期間でもあります。在籍しているメンバーは、人生で最も重要な期間に自分の意志で集まった同志です。限られた時間の中で、多くの学びや試練を得て様々な人との繋がりをもつことにより、個人や事業の成長へとつながります。今後のJC運動をより強く、より大きく展開するためにも、メンバーの交流を深め、絆を更に強く太くしていく必要があると考えます。彦根青年会議所には様々な職種のメンバーが在籍しており、メンバー一人ひとりの心は様々です。お互いの理解を深めることでメンバー一人ひとりが共感しお互いの糧となり、それが地域の為になり、結果的に個人の成長につながります。自己を成長させる会員交流とは何か、交流を通じた会員同志の結束とは何かを考え、一人ひとりが明確な目的を持ってJC活動に参加し、これまで参加意識が希薄であったメンバーに対しても、参加意識の向上を目指しましょう。

【魅力あふれる地域の未来を創出】

我々が暮らす「ひこね」は、市民の誇りである彦根城だけではなく美しい琵琶湖や湖東三山、歴史遺産が数多く存在する湖と山の美しい自然に囲まれた地域であります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済に甚大な影響をもたらし、地域で暮らす人々が先の見えない不安を抱え生活しています。このような様々な問題を地域の課題として捉え、目を背けずに解決へ向けて行動することが我々の使命であります。明るい豊かな社会の実現にむけ、今一度歴史や伝統、文化、自然を踏まえた、新たな魅力の発掘による地域への愛をより一層高める必要があると考えます。また、それらによって地域が活性化し、明るい豊かな未来を市民一人ひとりが創造できるように導いていくことで、明確なビジョンを見据え、地域への希望を抱ける運動に取り組んでいきましょう。明るい豊かな社会の実現の為に、地域に暮らす我々青年が実働しまちづくりに勤しむ事は重要な事ですが、それと同じく、我々大人の背中を見て育つ子どもたちが将来も地域を愛し、地域と共に暮らし続ける事の出来る術を身に付けるのも重要であると考えます。そして現在、誰もが未来に不安を感じている状況だからこそ、我々青年が諦める事無く、子どもたちが安心して未来を想い描ける機会を創出していかなければなりません。学校教育では習う事のできない、お金の知識や社会を生き抜いて行く上での心構え、ひこねにしかない魅力やひこねでしかない楽しい経験など、今一度それらを掘り起こし、次世代を担う子どもたちがひこねを愛し、安心して未来を想い描ける機会を創出していきましょう。

【全メンバーが会員拡大に取り組む】

青年会議所には40歳で卒業というルールがあり、新たな仲間が入会しなければ組織が持続していかないという特徴があります。昨年と同じ志を持った仲間が増えましたが、全国的に青年会議所の会員が減少しているという現状を踏まえると、引き続き会員拡大に取り組んでいかなければなりません。会員拡大に取り組み一定数の会員を維持することは、組織を存続させることだけではなく、私たちの運動の原動力となります。そして、会員数の

増加は、地域に対する私たちの活動・運動の影響力を増幅させ、地域の未来への可能性を広げることにつながります。また、新たな仲間とともに活動することは、会員や組織に新たな発想や価値観、刺激をもたらし、組織の活性化にもつながると考えます。

2022年も多くの仲間を迎え入れられるよう、メンバー一人ひとりが会員拡大への意識を高めます。これからの地域の未来を本気で考え、なぜ拡大が必要なのかをメンバー一人ひとりが理解し、情熱と気概をもって全メンバーで拡大に取り組みしましょう。

【彦根青年会議所70周年へ向けて】

1953年7月、産業都市・観光都市として更に一層の充実と飛躍、そして健全なる郷土の発達を期して彦根青年会議所が設立されました。ひこねをより良くするために、修練を積み、社会に奉仕し、友情を育んでこられた69年の歴史と伝統があるからこそ、今の彦根青年会議所があるのだと考えます。

2023年7月に彦根青年会議所は70周年を迎えます。69年間、明るい豊かな社会の実現のため、様々な活動や事業の歴史を学ぶ場を設けるとともに未来へ向けた周年事業の開催に向けメンバーが一致団結し邁進する必要があります。未来の青年会議所、そして未来のひこねを共に創っていきましょう。

【結びに】

青年会議所は、年齢、仕事、考え方が異なるメンバーが集まっている組織です。

そういったメンバーが意識を統一し、本気で取り組むことによって、まちを変える運動を起こすことができます。私は、この彦根青年会議所に2014年に入会し、幸いにも様々な役職や運動を経験させて頂くことができました。青年会議所運動と一緒に取組むことによって、メンバー同士の強い絆も生まれていきます。私が入会して一緒に運動を行ってきた諸先輩方は殆ど卒業されましたが、卒業してからもこの青年会議所で培った関係は続いていきます。それは、本気でまちを動かすような運動を共に行ってきた青年会議所だからこそ得られたものです。青年会議所での運動は、全てが上手くいくわ

けではありません。失敗することも少なくありません。ただ、20歳から40歳までの青年の集まりだからこそ、失敗を恐れずに行動をすることができます。本気で取り組まなければ、まちを変えることも、自身が成長することもできません。次世代に生きる人たちのために明るい豊かな社会を引き継いでいく、そのためにメンバーが楽しく全力で運動に取り組んでいける組織を構築していきます。

【事業方針】

1. 時代に合わせた効果効率的な組織運営に挑戦
1. 魅力あふれるJCブランディングの推進
1. 交流から強固な絆を確立、会員結束の強化
1. 魅力あふれる地域の未来を創出
1. 全メンバーが会員拡大に取り組む

【事業計画】

1. 1月度（新年交流）例会
内容：2022年度の運動指針を共有し、行政や諸団体との交流を図る例会
時期：1月
対象：メンバー及び諸団体
 1. 理事会
内容：理事会の運営
時期：1月～12月
対象：メンバー
 1. 活動
内容：家族への感謝を表し、青年会議所活動への理解と協力を得る例会
時期：11月
対象：メンバー及び家族

2022年度スローガン

勇猛果敢！

絆が創るこの地域(まち)
の未来へ！

第六十九代理事長
横津 優騎

公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 事業計画

総務委員会方針

委員長 北川 凌

彦根青年会議所が地域の信頼と付託に応え、変わりゆく社会に対応し効率的な運動を行うためには、伝統ある厳格な規律を基盤に、今ある組織運営をアップデートする必要があると考えます。

総務委員会では、より良い組織の構築について必要な情報を様々な角度から調査し、活動で活かせる現代の技術を学ぶとともに、メンバーに主体性を持たせ、帰属意識を高めることにより、時代の変化に柔軟に対応する組織づくりを目指します。

【事業計画】

1. 総会
内 容：総会の運営
時 期：1月～12月
対 象：メンバー
1. 総務調査
内 容：県内各LOMの運営、組織の調査
時 期：1月～12月
対 象：メンバー
1. 2022年度LOMスローガン承認及び掲出物作製
内 容：LOMスローガン掲出物の作製及び掲示
時 期：1月～12月
対 象：メンバー及び市民

1. ハンドブックの作成
内 容：ハンドブックの作成
時 期：2月
対 象：メンバー及び各諸団体
1. 6月度例会
内 容：現代の技術を学ぶ例会
時 期：6月
対 象：メンバー

広報ブランディング委員会方針

委員長 上田 一八

彦根青年会議所が築き上げてきた信頼と価値を更に向上させるためには、メンバーである我々が受け継がれる歴史と経験を知り、組織内外に想いの詰まった運動と活動を魅力的な情報として循環させる必要があると考えます。

広報ブランディング委員会では、メディアを駆使しながら彦根青年会議所の運動と活動に懸ける志を多くの人々と共有し、新たなファンを獲得するとともに、発信した情報の循環を行い、互いの理解と信頼を深めることにより、共に前進し誇りと憧れを抱かせる組織づくりを目指します。

【事業計画】

- 彦根青年会議所公式WEBサイト開設
・運営及びSNS運営
内 容：公式WEBサイト開設
・運営及びSNS運営
時 期：1月～12月
対 象：メンバー及び市民
- 月報の発行
内 容：月1回の機関紙発行
時 期：1月～12月
対 象：メンバー及び市民
- 彦根青年会議所広報ポスターの発行及び活用
内 容：彦根青年会議所広報ポスターの発行及び活用を行う
時 期：1月～12月
対 象：メンバー及び市民

- SNS広告における効果の検証
内 容：インスタグラムの広告機能を活用し効果を検証
時 期：2月、5月、9月、10月
対 象：メンバー及び市民
- 褒章申請
内 容：事業内容の検証及び情報の受発信
時 期：1月～12月
対 象：メンバー及び市民
- 3月度公式訪問例会
内 容：滋賀ブロック協会をお招きし、相互理解を深める例会
時 期：3月
対 象：メンバー
- 9月度（対外）例会
内 容：彦根青年会議所と対外を繋げる例会
時 期：9月
対 象：メンバー及び市民

強固な絆確立委員会方針

委員長 夏原 慶

彦根青年会議所が地域から必要とされる活気組織であり続けるためには、メンバーが共に運動をする中で結束を深め、青年会議所の魅力を再認識し自信と誇りを持つとともに、新たな仲間を迎え入れ、生涯の宝となる揺るぎない絆を築く必要があると考えます。

強固な絆確立委員会では新たな仲間を迎え入れながら唯一無二の個性を持ったメンバーが多様な価値観や喜びを共有し、一致団結する中で達成感を分かち合うとともに、感謝の想いを表現することにより、友情を育み信頼関係で結ばれた強靱な絆の構築を目指します。

【事業計画】

1. 会員拡大
内 容：仲間の輪を拡げる活動
時 期：1月～12月
対 象：メンバー及び市民
1. 会員研修
内 容：メンバーの資質の向上を促す研修
時 期：1月～12月
対 象：メンバー
1. 会員大会への参加
内 容：各種会員大会の設営
時 期：1月～11月
対 象：メンバー
1. 4月度例会
内 容：メンバーの個性を知り互いを思いやる例会
時 期：4月
対 象：メンバー
1. 8月度例会
内 容：メンバーが一致団結し絆を深める大会
時 期：8月
対 象：メンバー

1. 12月度例会

- 内 容：1年の感謝を伝え合い絆を確立する例会
時 期：12月
対 象：メンバー

地域未来創出委員会方針

委員長 藤井 肇

このまちに暮らす人びとが更に地域へ愛情と誇りをもち明るい未来を想い描くためには、ひこねに関心を持ち地域資源に触れることでひこね愛を育む必要があると考えます。

地域未来創出委員会では、関係諸団体と連携をとり、地域資源を追い求め、更なる魅力を市民と共に体感し地域への誇りを深めるとともに、次世代を担うこどもたちへひこね愛を継承することにより、市民一人ひとりがひこねとの未来に夢や希望を抱けるまちづくりを目指します。

【事業計画】

1. 2月度例会
内 容：地域資源に触れ合う例会
時 期：2月
対 象：メンバー
1. 彦根城世界遺産登録に向けた事業
内 容：ひこね愛を育む事業
時 期：5月
対 象：メンバー及び市民
1. 10月度（事業）例会
内 容：ひこね愛を継承する例会
時 期：10月
対 象：メンバー及び市民

70周年準備特別委員会

委員長 橋本 一幾

2023年7月に彦根青年会議所がひこねの地に産声を上げてから70年の月日が流れようとしています。先輩諸兄弟が紡ぎ続けてきたまちづくりへの熱い思いによって、私たちが住み暮らすひこねは輝きを放つまちへと持続的に発展を遂げてきました。その勇猛果敢な志と行動は、今もお私たちに脈々と受け継がれ、組織へ更なる変革を齎し、新たな挑戦への糸口を模索し続けています。

70周年準備特別委員会では、これまで築き上げてきたチカラをカタチ創る中でメンバー一人ひとりが彦根青年会議所の存在意義を再認識し、運動の原点であるまちづくりへの想いを馳せるとともに、次代に果たすべき使命と新たな可能性を模索することにより、活氣溢れるひこねの未来へと想いを紡ぎ、翌年設立される実行委員会へと最大限のバトンを繋ぎます。

【事業計画】

1. 70周年誌作成に向けた準備作業
内 容：過去の事業について検証と取りまとめ
時 期：1月～12月
対 象：メンバー
1. 7月度例会
内 容：創立70周年に向けてメンバーへの周知と意識高揚を図る例会
時 期：7月
対 象：メンバー
1. 11月度例会
内 容：創立70周年に向け築き上げてきたチカラとカタチを創る例会
時 期：11月
対 象：メンバー

財政規則特別委員会方針

委員長 大野 勝輝

彦根青年会議所が行政をはじめ市民や関係諸団体との信頼関係を保ち、今後更なる運動を展開し続けていくためには、厳格かつ的確な財務運営及び法令順守が必要であると考えます。

財政規則特別委員会では、地域からの信頼に応えられる団体として、組織運営の要である事業会計を把握し、厳正な審査・指導を徹底するとともに、メンバーがコンプライアンスの重要性を認識することにより、健全かつ円滑な組織づくりを目指します。

【事業計画】

1. 事業会計・法人会計収支
内 容：事業会計・法人会計収支の審査及び指導
時 期：1月～12月
対 象：各予算執行担当者
1. コンプライアンス
内 容：コンプライアンスの徹底
時 期：1月～12月
対 象：各予算執行担当者
1. 5月度例会
内 容：社業に活せるコンプライアンスを学ぶ例会
時 期：5月
対 象：メンバー

公益社団法人 彦根青年会議所

2022年度 職務分掌

《副理事長》

- ・行政、関係諸団体との渉外に関する連絡調整
- ・会員間及び会員家族間の交流に関する事
- ・各種会合及び他J Cとの交流に関する事
- ・例会の企画運営
- ・会員の拡大に関する事

《専務理事》

- ・組織の会務運営に関する事
- ・日本青年会議所及び会員会議所との連絡調整
- ・行政、関係諸団体との渉外に関する連絡調整
- ・財務の管理及び運営に関する事
- ・事業会計、法人会計収支の審査及び指導
- ・会費の徴収に関する事
- ・理事会の開催に関する事
- ・事業実績報告書等に関する事
- ・各種会合に関する事
- ・会員の拡大に関する事

《事務局》

- ・個人情報の管理に関する事
- ・各種インフラ整備に関する事
- ・理事会の開催に関する事
- ・備品、関係書類の管理に関する事
- ・行政、関係諸団体との渉外に関する連絡調整
- ・会員の拡大に関する事

《総務委員会》

- ・時代に即した円滑な組織運営の構築
- ・個人情報の管理に関する事
- ・効率的な組織運営の研究
- ・事業実績報告書等に関する事
- ・各種会合に関する事
- ・例会の出欠管理
- ・総会の開催に関する事
- ・例会の企画運営
- ・行政、関係諸団体との関係構築に関する事
- ・定款、諸規則、諸規定に関する事
- ・会員の拡大に関する事

《広報ブランディング委員会》

- ・各種会合に関する事
- ・例会の企画運営
- ・広報活動に関する事
- ・褒章申請に関する事
- ・行政、関係諸団体との関係構築に関する事
- ・会員の拡大に関する事

《強固な絆確立委員会》

- ・仲間との絆を確立し会員拡大へと繋がる組織改革
- ・表彰・褒賞に関する事
- ・各種会合に関する事
- ・例会の企画運営
- ・会員の拡大及び入退会に関する事
- ・会員間の交流に関する事
- ・各種会合及び他J Cとの交流に関する事

《地域未来創出委員会》

- ・“ひこねオリジナル”の提唱による活気溢れる地域の創造
- ・使命感と行動力を持った“ひこねびと”の伝承
- ・“ひこねスピリット”が漲る活力ある地域社会の継承
- ・未来に夢や希望を抱ける地域活性活動
- ・行政、関係諸団体との関係構築に関すること
- ・各種会合に関すること
- ・例会の企画運営
- ・会員の拡大に関すること

《70周年準備特別委員会》

- ・70周年に向けた組織のあるべき姿の研究
- ・例会の企画運営
- ・周年誌発行の準備
- ・会員の拡大に関すること

《財政規則特別委員会》

- ・事業会計、法人会計収支の審査及び指導
- ・例会の企画運営
- ・コンプライアンスの徹底及び指導
- ・会員の拡大に関すること

公益社団法人 彦根青年会議所 2022年度 役員

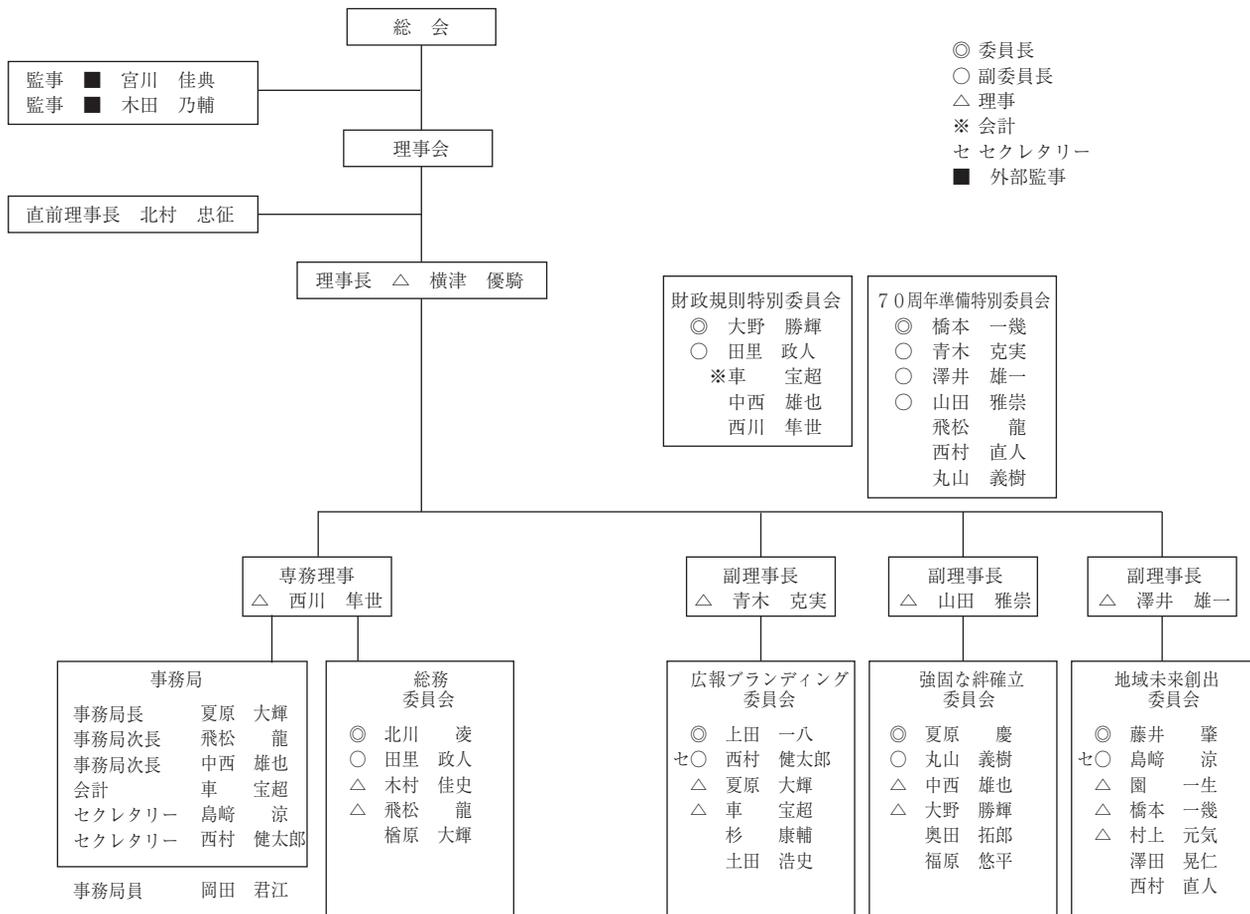
理 事 長	横津 優騎
直 前 理 事 長	北村 忠征
外 部 監 事	木田 乃輔
外 部 監 事	宮川 佳典
副 理 事 長	青木 克実
副 理 事 長	澤井 雄一
副 理 事 長	山田 雅崇
専 務 理 事	西川 隼世

財政規則特別委員会	委員長	大野 勝輝
70周年準備特別委員会	委員長	橋本 一幾
総務委員会	委員長	北川 凌
広報ブランディング委員会	委員長	上田 一八
強固な絆確立委員会	委員長	夏原 慶
地域未来創出委員会	委員長	藤井 肇
事務局長	夏原 大輝	
会計	車 宝超	

理 事	上田 一八
理 事	大野 勝輝
理 事	木村 佳史
理 事	園 一生
理 事	車 宝超
理 事	飛松 龍
理 事	中西 雄也
理 事	夏原 大輝
理 事	橋本 一幾
理 事	村上 元気

公益社団法人 彦根青年会議所

2022年度 組織図



公益社団法人 彦根青年会議所
2022年度 出向役員・委員

公益社団法人 日本青年会議所
近畿地区協議会

持続可能な近畿確立委員会
監 査 北村 忠征
委 員 園 一生

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区
滋賀ブロック協議会

J C 連携推進委員会 副 会 長 夏原 大輝
J C 連携推進委員会 委 員 西川 隼世
総務広報委員会 委 員 田里 政人
次世代育成委員会 委 員 丸山 義樹
ブロック大会運営委員会 委 員 山田 雅崇
財政規則特別会議 委 員 大野 勝輝

公益社団法人 彦根青年会議所
2022年度 収支予算書
(2022年1月1日～2022年12月31日)

科 目 名	公益目的 事業会計	その他の 事業会計	法人会計	2022年度 収支予算書	2022年度 修正収支予算書	差異	備考
I 事業活動収支の部							
1. 事業活動収入の部							
①基本財産運用益	500	0	0	500	500	0	
基本財産受取利息	500	0	0	500	500	0	
②特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	
③受取人会金	75,000	0	75,000	150,000	150,000	0	
受取人会金	75,000	0	75,000	150,000	150,000	0	@25,000×6名
受取基金基本金	0	0	0	0	0	0	
④受取会費	3,230,000	0	2,405,000	5,635,000	5,180,000	455,000	
正会員会費	2,210,000	0	2,210,000	4,420,000	4,290,000	130,000	
年会費	2,210,000	0	2,210,000	4,420,000	4,290,000	130,000	@130,000×34名
その他会費	0	0	0	0	0	0	
特別会員会費	325,000	0	0	325,000	195,000	130,000	@65,000×5名
賛助会員会費	110,000	0	0	110,000	110,000	0	@10,000×11名
新入会員会費	195,000	0	195,000	390,000	195,000	195,000	@65,000×6名
仮入会員会費	390,000	0	0	390,000	390,000	0	@65,000×6名
⑤事業収益	0	400,000	0	400,000	460,000	△ 60,000	
受取負担金	0	0	0	0	0	0	
販売収益	0	0	0	0	0	0	
業務受託収益	0	400,000	0	400,000	460,000	△ 60,000	YM協会のシニア7
受取家賃・会議室料	0	0	0	0	0	0	
受取広告料	0	0	0	0	0	0	
⑥受取補助金等	200,000	0	0	200,000	0	200,000	@10,000×20団体
受取国庫補助金	0	0	0	0	0	0	
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0	0	0	
補助金等交付業務受託収益	0	0	0	0	0	0	
受取国庫助成金	0	0	0	0	0	0	
受取地方公共団体助成金	200,000	0	0	200,000	0	200,000	写真大会補助金
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	
⑦受取寄付金	0	0	0	0	680,000	△ 680,000	
受取寄付金	0	0	0	0	680,000	△ 680,000	
受取募金	0	0	0	0	0	0	
⑧雑収益	7,000	0	230,000	237,000	247,000	△ 10,000	
受取利息収益	7,000	0	0	7,000	7,000	0	
その他雑収益	0	0	230,000	230,000	240,000	△ 10,000	理事会議費等 @10,000×2名
⑨他会計からの繰入金	0	0	0	0	0	0	
他会計からの繰入金	0	0	0	0	0	0	
事業活動収入計	3,512,500	400,000	2,710,000	6,622,500	6,717,500	△ 95,000	

科 目 名	公益目的 事業会計	その他の 事業会計	法人会計	2022年度 収支予算	2021年度補正 収支予算	差異	備考
2. 事業活動支出の部							
①事業費	1,010,386	796,828	0	1,807,214	2,714,316	△ 907,102	
事業費	1,010,386	796,828	0	1,807,214	2,714,316	△ 907,102	
会場運営費	510,000	322,000	0	832,000	1,834,155	△ 1,002,155	
会場費	210,000	180,000	0	390,000	1,669,155	△ 1,279,155	
設営費	300,000	142,000	0	442,000	165,000	277,000	
人件費	0	0	0	0	0	0	
食事代	0	0	0	0	0	0	
講師関係費	0	15,000	0	15,000	2,592	12,408	
謝金	0	15,000	0	15,000	0	15,000	
講師交通費	0	0	0	0	0	0	
講師宿泊代	0	0	0	0	0	0	
講師記念品	0	0	0	0	2,160	△ 2,160	
会合費	0	0	0	0	0	0	
講師食事代	0	0	0	0	432	△ 432	
資料作成費	0	245,000	0	245,000	284,681	△ 39,681	
資料費	0	0	0	0	1,194	△ 1,194	
資料作成費	0	245,000	0	245,000	283,487	△ 38,487	
広報費	345,955	90,000	0	435,955	310,624	125,331	
PR費	331,600	90,000	0	421,600	290,799	130,801	
消耗品費	14,355	0	0	14,355	19,825	△ 5,470	
渉外費	0	0	0	0	0	0	
旅費・交通費	0	0	0	0	0	0	
交通費	0	0	0	0	0	0	
宿泊費	0	0	0	0	0	0	
保険料	0	0	0	0	1,798	△ 1,798	
参加記念品費	0	0	0	0	75,000	△ 75,000	
印刷費	0	0	0	0	0	0	
通信費	123,720	36,106	0	159,826	144,104	15,722	
対内通信費	0	0	0	0	0	0	
対外通信費	123,720	36,106	0	159,826	144,104	15,722	
給与手当	0	0	0	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	
賃借料	0	0	0	0	0	0	
事務消耗品費	0	0	0	0	18,020	△ 18,020	
雑費	30,711	88,722	0	119,433	43,342	76,091	
子備費	0	0	0	0	0	0	
事業子備費	0	0	0	0	0	0	
②管理費	2,736,000	362,445	867,015	3,965,460	3,856,359	109,101	
会議費	0	290,000	290,000	290,000	290,000	0	
給料手当	800,000	100,000	100,000	1,000,000	1,000,000	0	
臨時雇用賃金	0	0	0	0	0	0	
退職給付手当	0	0	0	0	0	0	

科 目 名	公益目的 事業会計	その他の 事業会計	法人会計	2022年度 収支予算	2021年度補正 収支予算	差異	備考
福利厚生費	8,000	1,000	1,000	10,000	10,000	0	
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	
通信・送達費	124,000	15,500	131,220	270,720	279,675	△ 8,955	
電話代	0	15,500	15,500	15,500	0	15,500	
その他通信費	124,000	15,500	115,720	255,220	264,175	△ 8,955	
減価償却費	0	0	0	0	0	0	
図書・研修費	0	0	0	0	0	0	
消耗品費	160,000	20,000	34,355	214,355	149,825	64,530	918392
リース料	320,000	40,000	40,000	400,000	395,000	5,000	131985
修繕費	0	0	0	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	
光熱水料	60,000	7,500	7,500	75,000	75,000	0	
賃借料	864,000	108,000	108,000	1,080,000	1,080,000	0	
業務委託費	0	89,640	89,640	83,559	83,559	6,081	
インフォーマーション関係費	0	15,600	15,600	22,100	△ 6,500	HP・新聞費	
保険料	0	0	0	0	0	0	
租税公課	0	1,200	1,200	1,200	0	1,200	
渉外費	200,000	25,000	25,000	250,000	250,000	0	
支払手数料	0	0	0	0	0	0	
雑費	200,000	45,445	23,500	268,945	220,000	48,945	
管理・運営子備費	0	0	0	0	0	0	
③負担金	0	0	849,826	849,826	977,722	△ 127,896	
日本J C基本金	0	0	30,000	30,000	30,000	0	
日本J C付加金	0	170,000	170,000	195,000	△ 25,000	@5000×34名	
J C I 会費	0	56,576	56,576	61,347	△ 4,771	@1664×34名	
国際協力資金	0	62,050	62,050	71,175	△ 9,125	@1825×34名	
日本J C前前任保険料	0	0	0	0	0	0	
日本J C出向者負担金	0	0	0	20,000	△ 20,000		
地区協議会基本金	0	2,000	2,000	2,000	0	2,000	
地区協議会付加金	0	61,200	61,200	70,200	△ 9,000	@1800×34名	
ブロック協議会負担金	0	50,000	50,000	50,000	0	50,000	
ブロック協議会付加金	0	306,000	306,000	351,000	△ 45,000	@9000×34名	
全連連会費	0	10,000	10,000	10,000	0	10,000	
会員大会等登録料	0	0	0	0	0	0	
WE BELIEVE購読料	0	102,000	102,000	117,000	△ 15,000	@3000×34名	
J C 手帳	0	0	0	0	0	0	
④他会社への繰入金	0	0	0	0	0	0	
事業活動支出計	3,746,386	1,159,273	1,716,841	6,622,500	7,548,397	△ 925,897	
事業活動収支差額	△ 233,886	△ 759,273	993,159	0	△ 830,897	830,897	
当期収支差額	△ 233,886	△ 759,273	993,159	0	△ 830,897	830,897	
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	
次期繰越収支差額	△ 233,886	△ 759,273	993,159	0	△ 830,897	830,897	56.571%

委員会事業会計勘定科目一覧表

【収入の部】

科目名	細目名	内 容
1. 本会計からの繰入金		会費等の収入のうち、事業予算として配分されている収入金額
2. 事業収益	受取負担金	事業の登録料・参加費
	販売収益	物品等の販売による収入
	業務受託収益	他団体等から業務を受託した場合の委託料
3. 受取補助金等	受取家賃・会議室料	他団体等からの家賃収入、会議室・ブース使用料
	受取広告料	新聞、チラシ等に掲載された広告料
	受取国庫補助金	国からの事業に対する補助金
4. 受取寄付金	受取地方公共団体補助金	地方公共団体からの事業に対する補助金
	補助金等交付業務受託収益	地方公共団体等から補助金交付業務を受託した場合の委託料
	受取国庫助成金	国より支出される事業委託金
	受取地方公共団体助成金	地方公共団体より支出される事業委託金
	受取民間助成金	民間団体より支出される事業委託金
5. 雑収益	受取寄付金	他団体、個人からの寄付金
	受取募金	他団体、個人からの募金
6. 他会計からの繰入金	受取利息収益	預金口座等の利息収入等
	その他雑収益	

【支出の部】

科目名	細目名	内 容	摘要例
1. 会場設営費	会場費	会場等の使用料	会館使用料、会場謝礼
	設営費	会場内の機材、舞台装置および関連設備の費用	音響照明使用料、冷暖房費、案内看板、パネル代、機材レンタル料、機材運搬費
	人件費	事務局員、アルバイト等の人件費	医師・看護師謝礼
	食事代	事業・大会等での食事、飲み物等の費用	スタッフ用弁当
2. 講師関係費	諸謝金	講師等に支払う謝礼金で源泉額を含んだもの	講師謝礼金、講演料、公演料

科目名	細目名	内 容	摘要例
2. 講師関係費	講師交通費	現金渡しの場合は源泉徴収必要	
	講師宿泊代	現金渡しの場合は源泉徴収必要	
	講師記念品	謝礼として渡した記念品高価なものや換金性の高いものは源泉徴収必要	お土産代、記念品
	会合費	講師との打ち合わせ費用	
	講師食事代	講師に対する食事代	
3. 資料作成費	資料費	資料に使用する目的で購入した資料費用	参考書籍代
	資料作成費	資料・報告書の作成に関わる費用	資料印刷製本費、写真代、翻訳料、デザイン料、紙代、インク代、機材レンタル料
4. 広報費	P R 費	新聞、DM、ポスター、チラシ、HP等の広報費	印刷費、デザイン料、版下代、新聞折込料、HP運営費
	消耗品費	新聞、DM、チラシ等に関わる諸費用	紙代、インク代、封筒代
5. 渉外費		主旨に賛同し、他団体または個人に協力・委託・寄付する支出、その他渉外に関わる費用	協力金、協賛金、寄付金、大会登録料
6. 旅費・交通費	交通費	事業、セミナー等を行うために要した交通費	
	宿泊費	事業、セミナー等を行うために要した宿泊費	
7. 保険料		事業参加者に掛ける損害保険料等	レクリエーション保険
8. 参加記念品費		事業参加者に渡す記念品	参加賞、賞品、賞状、筆耕料
9. 印刷費		上記以外の印刷費	
10. 通信費	対内通信費	対内的な通信費	総会案内、例会案内
	対外通信費	対外的な通信費	依頼状・挨拶状・案内状送料、申請書・資料送料、月報発送費
11. 給与手当			
12. 福利厚生費			
13. 光熱水料費			
14. 賃借料			
15. 事務消耗品費		上記以外の消耗品および事務消耗品	
16. 雑費		少額の支出や、勘定科目を設けるまでもない費用	付箋紙、名札、筆記用具、模造紙、クリーニング代

公益社団法人彦根青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人彦根青年会議所（以下「本会議所」という。）と称し、英文では Junior Chamber International Hikone と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、滋賀県彦根市及びその周辺の地域において、奉仕・修練・友情の信条のもと、青年の資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、地域社会の健全な発展、世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。
(1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
(2) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
(3) 青少年健全育成に関する事業
(4) 環境問題を調査研究し、地域社会に対し啓蒙・実践を行う事業
(5) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
(6) 会員の修練・指導力開発及び相互の親睦を図るための事業
(7) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所、その他の諸団体との連携に基づく事業
(8) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、滋賀県において実施する。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(正会員)

第7条 彦根市及びその近郊に住所または勤務先を有する20才以上40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし年度中に40才に達した場合は、その年度内は正会員としての資格を有する。
2. すでに他の青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることができない。

(特別会員)

第8条 資格期間を満了した正会員は、その期間満了の時から、本会議所の特別会員となる。

(名誉会員)

第9条 本会議所に功労がある者として理事会において承認されたものは、本会議所の名誉会員とする。

(賛助会員)

第10条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会で承認されたものは、本会議所の賛助会員となることができる。

(入会)

第11条 本会議所の正会員及び賛助会員となろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2. 前項に規定するもののほか、入会に関する事項は、総会の決議により別に定める会員資格規則による。

(正会員の権利)

第12条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議

所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(正会員の義務)

第13条 本会議所の正会員は、本定款及び規則その他の規定を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費等)

第14条 正会員、特別会員及び賛助会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 入会金及び会費に関する事項は、総会の決議により別に定める運営規則による。

(退会)

第15条 正会員、特別会員及び賛助会員は、その年度会費を納入して退会届を理事長に提出することにより退会することができる。

2. 名誉会員は、退会届を理事長に提出することにより退会することができる。

3. 前2項に規定するもののほか、退会に関する事項は、総会の決議により別に定める会員資格規則による。

(除名)

第16条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、これを除名することができる。

(1) 本会議所の名誉を傷つけ、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき

(2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき

(3) 会費納入義務を履行しないとき

(4) 例会への出席義務を履行しないとき

(5) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3. 前項の規定により、除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第17条 前2条の場合のほか、本会議所の会員は次の事

由によりその資格を喪失する。

(1) 総正会員の同意があったとき

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(3) 解散したとき

(休会)

第18条 正会員がやむを得ない事由により各種会議、事業に長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

2. 前項に規定するもののほか、休会に関する事項は、総会の決議により別に定める会員資格規則による。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第19条 会員が第17条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

第20条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の種類)

第21条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の決議事項)

第22条 総会は次の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

(3) 事業報告並びに貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認

(4) 役員を選任及び解任

(5) 入会金及び会費の額の決定及び変更

(6) 会員の除名

(7) 本会議所の解散及び残余財産処分

- (8) 次に挙げる規則の制定、変更及び廃止
- ①運営規則
 - ②役員選任の方法に関する規則
 - ③会員資格規則
 - ④周年記念事業積立金規則
 - ⑤周年関連事業積立金規則
 - ⑥緊急災害対策積立金規則
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 公益認定取消に伴う公益目的取得財産残額の贈与
- (11) その他法令及びこの定款で定められた事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年度2月及び12月に開催する。
2. 毎年2月に開催する通常総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
 3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき
 - (2) 理事会が招集の必要を決議したとき
 - (3) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事長にあったとき。
 4. 役員を選任するための通常総会は、毎年12月に1回開催するものとする。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第3項第3号に規定する場合にあっては、遅滞なくその請求があった日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集するには、理事長は、総会の日の10日前までに、総会の日時及び場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、正会員に対して通知しなければならない。
 4. 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した正会員がこれにあたる。

(総会の定足数)

第26条 総会の定足数は、総正会員の議決権の過半数とする。

(総会の決議)

- 第27条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第49条第2項に定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第28条 正会員は総会において各1個の議決権を有する。

(総会の決議事項の通知)

第29条 理事長は総会の終了後、遅滞なくその決議事項を正会員に通知しなければならない。

(総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

- 第31条 本会議所に次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上33名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の2名以上4名以内を副理事長とし、理事長及び副理事長以外の1名を専務理事とする。
 3. 理事長、副理事長及び専務理事以外の5名以内を室長とすることができる。
 4. 理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び室長をもって

一般社団・財団法人法第9 1条第1項第2号の業務執行理事とする。

5. 本会議所の役員は、正会員でなければならない。ただし監事はこの限りではない。

(役員の資格及び選任)

- 第32条 本会議所の理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事候補者、監事候補者の選定にあたっては、総会の決議により別に定める役員選任の方法に関する規則による。
2. 理事長、副理事長、専務理事及び室長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
 3. 監事は本会議所の理事又は使用人を兼務し、または委員会の構成員となることができない。
 4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 5. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にあるものである理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

- 第33条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。
2. 理事長は、本会議所を代表し、業務を執行する。
 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
 4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、庶務を総括処理する。
 5. 室長は、室務を統括する。
 6. 理事長、副理事長、専務理事及び室長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状

況を調査することができる。

3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
5. 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求する事ができる。
6. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知を寄せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会への報告義務)

- 第35条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならぬ。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

- 第36条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事の任期)

- 第37条 理事として選任されたものは、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年1月1日に就任し、選任された翌年12月31日に任期が満了する。
2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 3. 理事は、第31条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

- 第38条 監事として選任されたものは、選任された翌年1月1日に就任し、選任された翌々年12月31日に任期が満了する。
2. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 3. 監事は、第31条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第39条 役員が次のいずれかに該当する場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
 3. 前項第2号の規定により解任しようとする場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第40条 役員は無報酬とする。

(役員責任の免除)

- 第41条 本会議所は、一般社団・財団法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(直前理事長等)

- 第42条 本会議所には、直前理事長1名を置く。
2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
 3. 本会議所には、総会の決議を経て、顧問2名以内及び特別顧問2名以内を置くことができる。

4. 顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、その知識・経験を生かし、本会議所の運営に適宜助言する。
5. 特別顧問は、理事長経験者の中から理事長が推薦し、その知識・経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
6. 直前理事長、顧問及び特別顧問の任期は、第37条第1項の規定を準用する。
7. 直前理事長、顧問及び特別顧問の解任は、第39条の規定を準用する。
8. 直前理事長、顧問及び特別顧問は、理事会に出席し意見を述べるができる。
9. 直前理事長、顧問及び特別顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第43条 本会議所に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の開催)

- 第44条 理事会は、毎月1回以上開催する。
2. 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 第34条第5項の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき、又は第34条第6項の規定により監事が招集したとき。

(理事会の権限)

- 第45条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
 - (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (3) 諸規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長、専務理事及び室長の選定及び解職
 - (6) その他法令又はこの定款で定められた事項
2. 理事会は、次に挙げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
- (6) 第43条の責任の免除

（理事会の招集）

- 第46条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。
2. 理事長は、理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会を招集しなければならない。
 3. 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、理事会を招集することができる。
 4. 理事会を招集しようとするものは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し通知を発しなければならない。
 5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（理事会の議長）

- 第47条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

（理事会の決議）

- 第48条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席により成立し、その決議は、出席した理事の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

- 第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において

は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第33条第6項の規定による報告には適用しない。

（理事会の議事録）

- 第50条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 例会・室および委員会

（例会）

- 第51条 本会議所は、目的達成のための事業として毎月1回以上例会を開催する。
2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

（室の設置及び構成）

- 第52条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために、室を設置することができる。
2. 室の設置は、総会において決議する。
 3. 室は、室長1名及び所属委員会をもって構成する。

（委員会の設置及び構成）

- 第53条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために、委員会を設置する。また必要あるときは、特別委員会を設置することができる。
2. 委員会及び特別委員会の設置は、総会において決議する。
 3. 委員会は、委員長1名及び副委員長1名ないし2名並びに委員をもって構成する。
 4. 委員長は、正会員のうちから、理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
 5. 正会員は、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・室長・顧問・特別顧問及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。
 6. 特別委員会については、第3号及び第4号の規定を準用する。

(室及び委員会の運営)
第54条 室及び委員会の運営については、総会の決議により別に定める運営規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)
第55条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(基本財産の維持及び処分)
第56条 本会議所の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産は、本会議所の基本財産とする。
2. 基本財産は、本会議所の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)
第57条 本会議所の事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。
2. 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
3. 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)
第58条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。
3. 第1項の承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬などの支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)
第59条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(資産の団体性)
第60条 本会議所の会員は、その資格を喪失した場合においても、本会議所の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

(会計原則)
第61条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣例に従うものとする。

第8章 管理

(備付け帳簿及び書類)
第62条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。2. 次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 理事及び監事の名簿
(2) 認定、認定等及び登記に関する書類
(3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
(4) 事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減

計算書並びにこれらの書類の附属明細書

- (5) 監査報告
 - (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (7) その他法令で定める帳簿及び書類
3. 理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(関係書類の閲覧)

- 第63条 会員は、前条の書類をいつでも閲覧することができる。
2. 理事長は、正当な理由なくして、前項の閲覧を拒むことはできない。

(事務局)

- 第64条 本会議所は、その事務を処理するため事務局を設置する。
2. 事務局には事務局長1名及び事務局員を置くことができる。
 3. 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命し、局務を処理する。
 4. 事務局員は、理事会の承認を得て理事長が任命する。
 5. 本会議所、その会計経理を処理するため会計を1名置く。
 6. 会計は、理事会の承認を得て理事長が任命する。
 7. 前各号のほか、事務局及び会計に関して必要な事項は、理事会の決議のより定める。

第9章 情報公開及び個人情報保護

(情報の公開)

- 第65条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

- 第66条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

- 第67条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第68条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、変更することができる。

(合併等)

- 第69条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。
2. 前項の規定による合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡を行おうとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に規定する事項の変更（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な事項の変更を除く。）をとまうときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

- 第70条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第71条 本会議所が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第72条 本会議所が解散等により清算をする場合に有する残余財産は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第73条 本会議所の解散に際しては、解散時における理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

第74条 本会議所は、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を得て、その債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 雑 則

(委任)

第75条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長は、清水智弘とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第55条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人彦根青年会議所 運営規則

第1章 総 則

第1条 本会議所の運営は定款の定めるところによりこれを行うものとし、その細部については本規則によるものとする。

第2章 例 会

第2条 例会は原則として毎月1回6日に開催する。ただし、理事会の決議により例会日を変更することができる。

2. 理事長は必要と認めた時、理事会の議を経て第2例会を開催する事ができる。

第3条 正会員は例会、総会、その他の会合に出席しなければならない。

第4条 正会員は次の会合に出席した場合は、前後1ヶ月の例会に出席したものとみなす。

- (1) 世界会議及びアジア会議
- (2) 全国会員大会
- (3) 地区会員大会
- (4) ブロック会員大会
- (5) 認承証伝達式
- (6) 他L O M例会及び記念式典
- (7) その他、理事会で認めた場合

第5条 会員が、J C公用または冠婚葬祭などにより欠席するときには、事前に届出のある場合に限り出席とみなす。ただし、この場合の冠婚葬祭の対象は三親等以内とする。

第6条 会員は例会出席にあたり、正装を基準とする良識ある服装とし、バッジ、ネームプレートを着用しなければならない。ただし、例会の内容によっては、理事会の決議をもって変更することができる。

2. 第1項に定める規定の他、クールビズ期間においてはノーネクタイでの正装を準用する。
3. 第2項に定めるクールビズ期間は、理事会の決議をもって変更することができる。

第3章 室・委員会

第7条 理事長は、定款第52条の規定にもとづき、

室を設けることができる。ただし、室数及び室名については総会の承認を得て理事長が決定する。

第8条 室は、所属委員会の関連事業を有機的に機能させ、必要に応じて室事業を行う。

第9条 理事長は、定款第53条の規定にもとづき、委員会を設ける。ただし、委員会数及び委員会名については総会の承認を得て理事長が決定する。

2. 理事長は、定款第53条の規定にもとづき、特別委員会を設けることができる。ただし、特別委員会数及び特別委員会名については総会の承認を得て理事長が決定する。

第10条 室・委員会の職務分掌は、理事会の承認を得て、理事長が決定する。

第11条 委員会は、その関係する事項に関し意見を結集し、本会議所の機能を通じてその達成につとめ、本会議所の発展を図る。

第12条 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、室長、監事、直前理事長、顧問および特別顧問を除き、委任または希望によりいずれかの委員会に所属する。ただし、理事長は委員会構成上、所属委員会を指名することができる。

第13条 理事長、副理事長、専務理事、室長、監事、直前理事長、顧問および特別顧問は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第14条 理事長から委嘱を受けた委員長は、理事会の承認を得て副委員長及び委員を任命する。

第15条 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

第16条 各委員会の決議は、出席委員の過半数の同意により決定する。

第17条 委員会は毎月1回以上、委員長が招集する。ただし、理事長または委員の過半数が必要と認めるときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

第18条 委員会で協議した事項は理事会の承認を得てこれを執行する。

第19条 各委員長は委員会開催の都度、その委員会の協議内容を7日以内に書面を持って理事長に報告する。

第4章 理事会

第20条 次の各号に定める者は、理事会の承認を得て、理事会に出席することができる。

- (1) 直前理事長
- (2) 顧問
- (3) 特別顧問
- (4) 委員長及び特別委員長
- (5) 会計
- (6) 理事会書記
- (7) 日本青年会議所並びに地区協議会もしくはブロック協議会出向役員委員
- (5) 前各号に定めるほか、理事会が必要と認めらる者

第21条 前条に定める者は、理事会において、関係事項について意見を述べるることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第22条 理事会は下記の事項を決議する。

- (1) 総会において決議されたる事業計画にもとづく事業の立案およびその運営に関する事項
- (2) 総会において決議された予算の執行にともなう重要事項
- (3) 総会の招集および総会に提出すべき議案の決定
- (4) 会員の入退会等に関する事項
- (5) 人事及び給与報酬に関する事項
- (6) 借入金及び寄付金に関する事項
- (7) 委員会において協議決定された事項
- (8) 諸規程の制定、改廃
- (9) その他会務上必要となる事項

第23条 理事会に提出する議案は理事長が定める。ただし他の理事が緊急の議案を提出することは妨げない。

第24条 理事長は理事会において決定した事項について、その具体的細目を定めこれを執行する。

第25条 副理事長及び専務理事の職務分掌は、理事会の承認を得て、理事長が決定する。

第26条 理事長は次の事項を理事会に報告しなければならない。

- (1) 前1ヶ月間の会務の一般状況
- (2) 理事会において決定した事項の執行状況
- (3) その他必要と認められた事項

第5章 入会金・会費の納入

第27条 会員は入会金および会費を理事会において定める方法により納入しなければならない。

入会金	正会員	25,000円
会費	正会員	130,000円(年額)
	賛助会員	10,000円(年額)
	特別会員	正会員会費の半額(終身会費)

2. 妊娠及び出産を理由とする休会中の会員は、会費を年額25,000円とし、休会が承認された翌年度より適用する。
3. 入会日が事業年度の前期入会(4月、5月及び6月入会)の者は会費を半額、後期入会(10月、11月及び12月入会)の者は会費を免除する。
4. 第1項にかかわらず、本会議所運営のため必要がある場合は、総会の議決により、特別賦課金を徴収することができる。
5. 前項のほか、正会員全員に対し均等に一定の金額の負担を求める場合は、総会の承認を得ることを要する。ただし、飲食等の受益者負担はこの限りではない。

第6章 褒賞

第28条 本会議所における褒賞は青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体に対して行う事ができる。なお、褒賞の方法などについてはその都度理事会で決定する。

附 則 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人 彦根青年会議所 役員選任の方法に関する規則 第1章 総 則

第1条 本規則は、本会議所定款第32条にもとづき役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本会議所の次の各号に定める者は、本規則の定めるところにより選出する。

- (1) 理事長候補者
 - (2) 監事候補者
 - (3) 副理事長候補者
 - (4) 専務理事候補者
 - (5) 室長候補者
 - (6) 委員長候補者
 - (7) 特別委員長候補者
 - (8) 事務局長候補者
 - (9) 会計候補者
2. 前項第1号および第3号ないし第5号の者並びに第10条により選出された理事候補者をもって、本会議所定款第32条に定める理事候補者とする。

第2章 理事長候補者・監事候補者・選考委員会

第3条 理事長候補者および監事候補者の選考委員として、総会において無記名投票(連記制)により7名を選出し、理事長経験者を加え、選考委員会を構成する。

2. 前項の選考委員選出選挙については、正会員はすべて被選挙権および選挙権を有する。ただし、入会後投票日まで1ヶ年を経過していない正会員は、被選挙権を有しない。
3. 第1項の選挙の結果、得票数が同数の者がある場合には、会員経歴の長い順とし、なお同順位の場合には年長者の順とする。
4. 選考委員は、その互選により選考委員長を決定する。

第4条 正会員は理事長候補者として立候補することができる。ただし、本会議所入会后3年未満の会員もしくは理事の経験のない会員は立候補することができない。

2. 理事長候補者として立候補する会員は、選考委

員会の指定する期日までに、選考委員会に書面にて届出なければならない。

第5条 選考委員会は、理事長候補者および監事候補者を、第3条に定める選考委員選出選挙後1ヶ月以内に選出し、総会においてこれを報告する。

第6条 選考委員会は、選任された年の12月31日の満了をもって解散する。

第3章 委員長候補者・会計候補者

第7条 委員長候補者、特別委員長候補者、事務局長候補者及び会計候補者は、正会員のうちから理事長候補者が指名し、総会においてこれを報告する。

第4章 理事候補者

第8条 総会は、本会議所定款第31条に定める理事定数の範囲で、次年度の理事長候補者、副理事長候補者、専務理事候補者および室長候補者並びに理事候補者として選出する人数の合計数（以下「理事候補者定数」という。）を決定する。

第9条 理事長候補者は、前条により理事候補者定数が決定された後、監事候補者、委員長候補者および会計候補者を除く正会員のうちから、副理事長候補者、専務理事候補者および室長候補者を指名し、総会においてこれを報告する。

2. 理事長候補者および前項により指名した者の合計数は、前条により決定した理事候補者定数の半数を超えてはならない。

第10条 第8条により決定した理事候補者定数から、理事長候補者並びに前条第1項により指名された副理事長候補者、専務理事候補者および室長候補者の数を引いた人数の理事候補者を、総会において、一般無記名投票（連記制）により選出する。

第11条 正会員は、前条の選挙についてすべて被選挙権および選挙権を有する。

2. 前項にかかわらず、次の者は前条の選挙について被選挙権を有しない。
(1) 入会後、投票日まで1ヶ年を経過していない者

(2) 次年度において正会員の資格なき者

3. 前条の選挙において、得票数の上位の者を理事候補者とする。ただし、選出する理事候補者のうち、理事経験のない者および理事経験のある者の人数は、それぞれ3分の1（端数切り上げ）以上でなければならない。

4. 前項により、最下位得票数が同数となった場合には、これらの者において抽選により決定するものとする。

5. 選出された理事候補者に欠員が生じたときは、理事長候補者の決定により補充することができる。

6. 前項により、理事候補者を補充する場合は、前条の選挙において得票数の上位の者を理事候補者とするものとする。

第5章 雑則

第12条 第2条第1項各号に定める者として選出された者および第10条の選挙により理事候補者として選出された者は、正当な理由なくして辞退することはできない。

第13条 理事長に欠員が生じたときは、理事会の決議によって理事の中から後任者を選任する。

2. 副理事長、専務理事または室長に欠員が生じたときは、理事会の決議によって理事の中から後任者を選任することができる。ただし、他の副理事長、専務理事または室長との兼任を妨げない。

3. 監事に欠員が生じたときは、総会の決議によって後任者を選任する。

4. 理事に欠員が生じたときは、総会の決議によって後任者を選任することができる。ただし、本会議所定款第20条に定める理事定数を欠くことはできない。

5. 委員長、特別委員長、事務局長及び会計に欠員が生じたときは、理事長が理事会の承認を得て後任者を任命するものとする。ただし、他の役員との兼任を妨げない。

6. 第1項および第2項の後任者を選任し、または、第5項の後任者を任命した場合は、理事長は総会においてこれを報告するものとする。

附 則

1. 本規則に定める会員歴及び役員歴は旧社団法人彦根青年会議所における会員歴及び役員歴を通算することができる。
2. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人彦根青年会議所 会員資格規則

第1章 総 則

第1条 本規則は、本会議所の会員資格および入会希望者の扱いに関する事項を定める。

第2章 入 会

第2条 入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 入会期間は、前期入会を4月、5月及び6月とし、後期入会を10月、11月及び12月とする。

第3条 前条の推薦者の資格は次の各号の通りとする。

- (1) 入会后、満1年以上経過した者で、過去1年間の例会出席率が50%以上である者。
 - (2) 被推薦者に対して、2ヵ年間の出席、会費納入の連帯保証をできる者。
 - (3) 同一年度内における推薦は2名以内とする。
2. 前項第2号及び第3号の資格を有する特別会員及び賛助会員についても推薦者となることができるものとする。

第4条 理事長は、新入会員選考委員若干名を任命し、入会資格審査を委託する。

第5条 新入会員選考委員は、次の事項にもとづき入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

- (1) 定款にもとづき品格ある青年である者
- (2) J C活動を行うに支障なき条件を備えたる者
- (3) 推薦者の資格調査及び面接

第6条 理事会は答申にもとづき審査し、無記名投票により出席理事の3分の2以上の多数をもって仮入会の適否を決定する。仮入会の諾否は、理事長が推薦者ならびに入会申込者に書面で通知する。

第7条 仮入会の認められた者は、次の資格を得て、正式入会を希望すれば、理事会にはかり理事会は

正式入会の可否を決定する。

- (1) 仮入会后3ヶ月間に開催される例会に3分の2以上の出席をしたもの。但し、アテンダンスを認めるものとする。
 - (2) 仮入会后3ヶ月間に開催される所定のセミナーを全講受講した者。
 - (3) 仮入会后、3ヶ月以内に仮入会期間の所定の費用として仮入会費65,000円を全納した者。
2. 期間内に所定の出席を確保できなかった者は、次期入会申込みとする。

第8条 前条第1項第3号により納入された仮入会費の用途は、正会員会費に準じるものとする。

第9条 正式入会を承認された会員は入会金の納入をもって正会員となる。

第10条 会費は当該年度の前期入会の者は正会員会費の半額とし、後期入会の者は会費を免除する。

第3章 会員の除名

第11条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、会計は勧告を行い理事会に報告しなければいけない。

第12条 例会の欠席が連続3ヶ月におよんだ会員に対して理事長は勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切な善処の意思表示および行為のない場合は、理事会に報告するものとする。

2. 本条並びに前条の報告を受けた理事会は、その決議により、当該会員の状況などを勘案し、当該会員を除名する旨の議案を総会に提出することができる。

第4章 休会

第13条 3ヶ月以上の長期にわたる欠席を余儀なくされる時は、証明書類および休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の会費は納入しなければならない。

2. 前項の承認は、各年度の理事会において得るこ

とを要する。

3. 休会中の正会員は、総会及び理事会において議決権を有せず、定足数に算入しないものとする。

第5章 復会

第14条 休会していた会員が復会を希望する時は、復会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て復会することができる。

第6章 転入会

第15条 公益社団法人日本青年会議所の正会員である他の青年会議所の正会員が、本会議所への転入による入会を希望するときは、所定の入会申込書及び所属する青年会議所の理事長の推薦状を理事長に提出し、理事会の承認を得て、正会員として入会することができる。

2. 転入会期間は、前期入会を1月、2月及び3月とし、後期入会を7月、8月及び9月とする。

第16条 転入会を承認された会員は、入会金の納入をもって正会員となる。

第17条 転入会した会員の入会年度の会費は、前期入会の者は年額全額とし、後期入会の者は半額とする。

第18条 転入会した正会員は、役員を選任に関して、他の青年会議所での経歴を通算のうえ選挙権及び被選挙権を有するものとする。

第7章 退会

第19条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して理事長に退会届を提出しなければならない。

附 則 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人 彦根青年会議所 周年記念事業積立金規則

(名称)

第1条 本規則は、公益社団法人彦根青年会議所周年記念事業積立金規則という。(以下周年積立金という。)

(目的)

第2条 本会議所の周年において、地域社会の健全な発展を目的として開催する事業を記念事業とし、各年度、各種事業の目的をこれに充当する。

(積立金内訳)

第3条 本積立金は各年度の剰余金ならびに理事会の承認により認められたその他の収入をもって積立てる。

(積立金に対する請求権)

第4条 会員個人は積立金に対し何等請求権を有しない。
2 本会議所が解散した場合、積立金の残余財産の有無にかかわらず一時閉鎖し総会の決議をしなければならない。

(運用)

第5条 周年積立金を活用する場合、理事会は使途の目的、金額等について審議し総会の決議を得なければならない。

(管理)

第6条 積立金に関する書類備付については本会議所の定款に準じ理事長は翌年2月に開かれる総会に事業報告ならびに収支決算書の必要書類を提出しその承認を求めなければならない。

附 則 この規則は、平成23年6月6日より施行する。

公益社団法人 彦根青年会議所 周年関連事業積立金規則

(名称)

第1条 本規則は、公益社団法人彦根青年会議所周年関連事業積立金規則という。(以下周年関連積立金という。)

(目的)

第2条 本会議所の周年において、周年に関連する事業を開催するに際し、各年度、各種事業の目的をこれに充当する。ただし、周年記念事業には充当されないものとする。

(積立金内訳)

第3条 本積立金は各年度の剰余金ならびに理事会の承認により認められたその他の収入をもって積立てる。

(積立金に対する請求権)

第4条 会員個人は積立金に対し何等請求権を有しない。
2 本会議所が解散した場合、積立金の残余財産の有無にかかわらず一時閉鎖し総会の決議をしなければならない。

(運用)

第5条 周年関連積立金を活用する場合、理事会は使途の目的、金額等について審議し総会の決議を得なければならない。

(管理)

第6条 積立金に関する書類備付については本会議所の定款に準じ理事長は翌年2月に開かれる総会に事業報告ならびに収支決算書の必要書類を提出しその承認を求めなければならない。

附 則 この規則は、平成23年6月6日より施行する。

公益社団法人 彦根青年会議所

緊急災害対策積立金規則

(名称)

第1条 本規則は、公益社団法人彦根青年会議所緊急災害対策積立金規則（以下「本積立金」という。）と称する。

(目的)

第2条 本積立金は、災害時において本会議所が柔軟かつ早急な対処・対応ができる事、並びに地域社会に貢献できる経済的基盤の確立を目的とする。

(財源)

第3条 本積立金は、次の各号に定める財源をもって構成する。

- (1) 一般会計からの交付金
- (2) 本積立金の資金として收受した金員等
- (3) 義捐金、その他の方法により收受した金員等

(安全性の原則)

第4条 本積立金の運用にあたっては、常に安全性を考慮して運用を行うものとし、投機的な運用を行ってはならない。

(支出の原則)

第5条 本積立金は、県内外の災害に対する人的支援などに関する経費に限り、支出することができる。

(運用利息)

第6条 本積立金利息は当該年度の一般会計の収入とする。

(請求権)

第7条 定款第60条にもとづき、いかなる会員も本積立金に対する請求権を有しない。
2. 本会議所が解散した場合は、定款第73条にもとづき処理する。

(統括責任者)

第8条 当該年度の公益社団法人彦根青年会議所理事長（以下「理事長」という）は、当該年度の本積立金の運営についての統括責任者とする。

(活用)

第9条 本積立金を活用する場合、理事長は使途、内訳、金額などについて当該年度の監事、副理事長、専務理事と協議の上、活用しなければならない。

(報告)

第10条 理事長は、本積立金の支出については、活用後すみやかに理事会及び総会に報告しなければならない。

(管理)

第11条 本積立金の管理は当該年度の専務理事が行い、定款第58条の規定に準じ、理事長は翌年2月通常総会に決算報告をし、その承認を得なければならない。

(定めのない事項)

第12条 本規則に定めのない事項は、理事会の決議によるものとする。

附 則 この規則は、平成23年6月6日より施行する。

公益社団法人 彦根青年会議所 庶務規程

第1章 総則

第1条 本規程は、本会議所定款にもとづき、事務局、会計経理、慶弔、見舞、ならびに出向に関する事項を明確にするとともに、本会議所の運営の円滑および合理化に資する事を目的とする。

第2章 事務局

第2条 事務局は、連絡業務、文書の処理、財務処理、備品の管理、記録の保存を基本的任務とする。

第3条 事務局長は、事務局を統轄し、総会及び理事会の議事録を事務局に備え付けるものとする。事務局長の任期は1ヶ年とする。ただし、重任は妨げない。

第4条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理保存しなければならない。

- (1) 本会議所の定款・諸規則ならびに諸規程（永久保存）
- (2) 総会ならびに理事会議事録（永久保存）
- (3) 事業報告ならびに決算書類（永久保存）
- (4) 主務官庁より受信したる書類（永久保存）
- (5) 各委員会別議事録（3年間保存）
- (6) 会員名簿（永久保存）
- (7) 本会議所の会報とニュース綴（永久保存）
- (8) 事務局日誌（3年間保存）
- (9) 日本青年会議所、他青年会議所機関誌、又はパンフレット等の関係書類（1年間保存）
- (10) 受発信簿（1年間保存）
- (11) 会計諸帳簿（5年間保存）
- (12) 例会記録、出席簿（3年間保存）
- (13) 前事項に存しない、重要と認められる書類（1年間保存）

第5条 事務局は、備品台帳を整理し、貸出、回収、廃棄等の記録を行い備品を完全に整備しなければならない。廃棄にあたっては、理事会の決議を受けなければならない。

第3章 会計経理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿
総勘定元帳、現金・預金出納帳、会費明細書（会費徴収簿）、基金台帳
- (2) 決算書類及び諸表
貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告書
- (3) 伝票
振替伝票、入出金伝票

第7条 金銭の出納は、会計が責任管理し次の証票を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収証控
- (2) 支出については受領した領収証
- (3) 領収証徴収不可能なものについては受領不可能理由を担当理事が記載、発行した支払証明書

第8条 出納はつとめて銀行の普通および当座預金口座によって処理し口座名義は理事長（会計又は事務局長）とし理事長印（会計又は事務局長印）を使用する。

第9条 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密に立て、冗費をはぶき、効果的に運用する事につとめ、単位事業が完了した時にはすみやかに計算書・証票および関係書類を揃え、捺印の上理事長に提出しなければならない。

第10条 会計は決算にあたっては、前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮勘定は原則としてそれぞれ担当の科目に振り替え、関係書類を照合、かつ整理し、銀行預金残高証明書等の証拠書類を整えなければならない。

第11条 提出された決算書類は、理事会で審議し、監事の監査を受けなければならない。

第4章 慶弔

第12条 会員は本規程第13条の各号に該当する場合には、遅滞なく事務局に届出るものとする。

- 第13条 会員の慶弔に関しては次のとおり金品を贈る。
- (1) 正会員の結婚の場合 10,000円
 - (2) 正会員の死亡の場合 20,000円及び供花一對
 - (3) 正会員の配偶者の死亡の場合 20,000円及び供花一對
 - (4) 正会員が7日以上入院した場合 5,000円
 - (5) 正会員の両親、子供及び同居親族の死亡の場合 10,000円及び供花一對
 - (6) 正会員の実子誕生の場合 5,000円
 - (7) 上記の他、名誉会員、賛助会員、特別会員、顧問、仮入会会員、事務局職員等の慶弔の場合は、理事会の協議によりこれを決定する。ただし緊急を要する場合には、理事長の決裁によりこれを決定する事ができる。この場合、理事長は理事会に報告しなければならない。

第5章 出 向

- 第14条 会員が日本青年会議所、同近畿地区協議会ならびに滋賀ブロック協議会に向向する場合には、本人の意思にもとづき、理事長の推薦を受けて出向するものとする。
- 第15条 第14条により出向した者は、帰着後1週間以内に所定の出向報告書を提出するとともに、直近の例会または理事会においてその概要を報告するものとする。
- 附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人 彦根青年会議所 理事会における申し合わせ事項一覧

1. 名義後援（協力を伴わない後援）について「1994年度第10回理事会」

彦根青年会議所の意志決定は、総会及び理事会によりなされるが、総会・理事会決議以外の事項については、理事長の決裁による。名義後援については、慣例的に理事会の承認を得ていたが、本会議所の協力を伴わない後援に限りこれを理事長決裁とし、理事会に報告する形とした。

 - 単なる後援は報告とする。
 - 協力を要する後援については、協力体制を明記した上で事業計画書提案する。
1. 青年会議所の決議について「1994年度第10回理事会」「2007年度第16回理事会」

従来、修正動議は、（理事会の決議である以上2/3の評決数が必要）と解釈されてきた。しかし、これによると理事から主動議をより良いものにするべく動議が出されても、これを可決することは難しいと言わざるを得ない。そこで、理事会の決議を引き出すための議事法上の決議を明確にし、理事の意見を反映出来るより良い理事会を目指したい（理事が議長である場合、議長は議決権を有する。）

 - 定款5章第36条に定める理事会の決議は、ロバート議事法動議リスト（別添）のうち14に掲げる「一般議事」に含まれる。また、動議リスト17「無効」は、14「一般議事」を否定するものなので、動議リストのうち「一般議事」およびこれを覆すことが出来る「無効」の表決数を2/3とし、これを彦根JC議事法の表決数とした。
 - 修正動議は、定款上の理事会の決議にはあたらない。修正動議は、議案全体の審議を一時棚上げにし、特に指摘された部分を練るためのものであり、表決数は動議リストのとおり、1/2とする。
1. 協力・協賛ならびに後援の使い分けについて「1995年度第4回理事会」

理事会審議等で使う協力・協賛・後援を次の通り解釈することとする。

 - 協力：一緒に行動すること（労力を提供すること）。
 - 協賛：金銭や物品等の援助をすること（但し行政は除く）。
 - 後援：後方から援助すること（但し、正会員の事業所については記載をしない）。

支援する度合いは協力ももっとも強く、協賛、後援の順でこれに続く解釈し、対象とする相手は企業、団体、個人を区別しない。
1. 彦青発文章の訂正について「1996年度第8回理事会」
 - 内部向け文書：彦青発番号はそのままで、差し替え処理すること。
 - 外部向け文書：彦青発番号を新たにとり、その中でお詫びと訂正を明記して処理する。

1. 彦根青年会議所ホームページ記事内容について「1997年度第5回理事会」「2007年度第1回理事会」「2014年度第1回理事候補者会議」

彦根青年会議所ホームページに記載する記事内容については、随時新しい情報を掲載したいと考えているので、原則として副理事長もしくは室長のチェックを経たあとなら掲載することが出来る。

1. 協力・後援・協賛団体等の記載について「1997年度第6回理事会」「2007年度第1回理事会」

事業計画書〔様式：計-1〕の4.〔事業計画の概要・推進方法〕④外部協力者の中に協力・後援・協賛団体がある場合は必ず記載する。

1. 彦根青年会議所新聞発行スケジュール「1997年度第10回理事会」「2015年度第1回理事候補者会議」

- ①市民版発行についての審議・・・発行2ヶ月前の理事会
- ②記事原稿についての協議・・・再編集が可能な直前の理事会（予告掲載記事については、制限事項をクリアしてればある程度掲載可）
- ③理事会での指摘を委員会でチェック後、必要ならば記事の修正・差し替えを行い、修正した点、しなかった点について明記した資料を、理事会構成メンバーにファクシミリ、またはメールにて送る。（送付する日は、理事会内において、意見・要望の受付締め切り日と共に告知する）
- ④最終原稿を正副理事長にて確認
- ⑤原稿製版、作成の手順に従って市民版発行

1. 会場図について「1997年度第12回理事会」

対外事業に関しては、必ず資料として添付する。対内事業については、執行部の判断とする。

1. 実行委員会等への参加に関する上程について

上程が必要なもの

- 企画に直接関わる場合（例）彦根シティマラソン実行委員会
 - 前年度と参加体制が変わる場合
 - 予算執行を伴う場合
- 上程が不要なもの
- 企画に直接関わらない場合
 - 前年度と参加体制が同じ場合
 - 予算執行を伴うが、過去の実績で諸渉外費にて処理するもの

1. 議案取り下げ後の行動計画の記載について「2000年度第6回理事会」

議案の独立性を鑑み、例え以前の取り下げ議案との関連の有無に係わらず、その議案のコンセプトおよび目的と意義の形成過程からの行動計画を記載するものとする。

1. 仮入会者への推薦者の資格について「2000年度第6回理事会」

向こう2カ年間の会員資格とは、推薦時点を含めた2事業年度とする。

1. 勘定科目一覧表の採用について「2000年度第9回理事会」
今回理事会の上程計画およびその報告書より、第8回理事会において配布、説明した勘定科目一覧表に基づいた予算書／決算書を作成することとする。

- 理事会承認後の事業内容変更に関する提案について「2000年度第10回理事会」「2003年度第12回理事会」

「一部変更点」については上程を原則とするが、下記の要件を満たす変更の場合、今後は正副会長の判断により理事会の承認を経ることなく変更することができる。

- ①予算、アジェンダに変更がないこと
- ②事業の趣旨や推進方法に支障をきたさないこと
- ③参加対象者にはその都度適切な手段をもって周知を図ること
- ④直後の理事会において報告すること
- ⑤事業報告書において変更点を明記すること

1. 予算の変更について「2000年度第14回理事会」「2002年度第13回理事会」

- 予算の変更は、一般に ①予算の流用 ②予備費の使用 ③補正予算 の順に行う。

予算の流用とは予算に計上された勘定科目の間で、支出不足に当たっている科目の予算残高を、超過となりそうな科目の支出に充当していくことをいう。勘定科目には、事業費、事務局費といった大きな分類を表す大科目、例会関係費、委員会事業費といった大科目の内訳を表す中科目、さらに中科目の細目を表す小科目という3段階の分類区分があるが、流用が認められるのは小科目間、または許可された中科目相互間（主に事業予備費）までで、大科目をまたいでの流用は通常認められない。

この予算の流用ができない場合には、予備費を使用して予算超過の支出額を補うことになるが、以上の処理を行ったときは、収支決算書において、その旨を注記する。

また、事業の運営中において、事業計画収支予算書の予算額を超過しそうな科目が生じた場合も ①（予算の流用は細目間・科目間の順）～③の順（ただし、複数の収入科目が設定され、それぞれに対する支出目的が異なる場合は①予算の流用よりも②予備費の使用が優先することもある。例えば例会開催において、例会会場費、例会運営費および例会通信費の収入科目に対して、（1）会場設営費（細目：例会会場費）、（3）資料作成費（細目：消耗品費）、（12）通信費（細目：例会案内）および例会運営費からの（16）予備費の支出科目を設定したとする。決算において（3）資料作成費（細目：消耗品費）に不足金、（12）通信費（細目：例会案内）に余剰金がそれぞれ生じた場合、明らかに支出目的が異なることから（12）通信費（細目：例会案内）の科目間流用よりも（16）予備費の使用を優先して行う。）で科目小計に不足金が不足金が生じないように決算処理を行い、その旨を事業報告書に明記する。ただし、事業開催前で、理事会に計画書の提案ができる場合は、「予算変更」の上程を行う。

なお、迅速かつ適切に事業の執行ができるよう、一般的に予算の流用や予備費の使用は理事長の専決事項（実務上は正副会・室長会経由）とする。

公益社団法人 彦根青年会議所 議事法動議リスト

- 添付資料の種類について「2001年度第5回理事会」「2003年度第1回理事会」「2009年度第1回理事会」添付資料とは、議案書の指定様式以外の資料で、審議事項となる事業計画書および事業報告書については審議資料、協議資料、参考資料に分別する。
- 審議資料：本来様式1に記載されるべき事業概要において、慎重審議を要する事項（事業概要詳細、会場レイアウト、アンケート内容等）
- 協議資料：対外的に発信する記事やチラシ内容など、理事会において広く意見を求める事項（市民版内容、チラシ内容、提言書内容、褒賞申請理由書等）
- 参考資料：事業実施において、あくまでも参考とされる事項（外部協力者プロフィール、会場地図、アンケート結果、実行委員会企画書等）

※上記に記載の無い添付資料については、正副室長会の判断とする。

【事業計画書記載例】「〇月度（公開）例会開催」

8. [添付資料の種類]

- ・審議資料-1「委員会タイム概要」
- ・審議資料-2「会場レイアウト」
- ・協議資料「〇月度（公開）例会チラシ」

- ・参考資料-1「会場周辺図」
- ・参考資料-2「講師プロフィール」

1. 委員会事業費の詳細記載について「2001年度第5回理事会」
事業計画収支予算書並びに事業収支決算書を作成するにあたり、複数の委員会事業費の拠出が発生する場合、それぞれの委員会における予算・決算の詳細を添付資料（審議）として提出するものとする。
1. 協力金の拠出に関する報告書について「2007年度第9回理事会」
他団体主催事業又は当会議所との共催事業（実行委員会主管）に関し協力金を拠出した場合において、協力金受け取り団体の報告書に担当委員会の所見を添付の上、理事会にて報告するものとする。なお協力金受け取り団体の報告書が翌年度となる場合には、次年度理事会に事業担当委員長の所見を添付の上、報告することとする。
1. 委員長不在時の対応について「2017年度第14回理事会」
理事会において委員長が欠席または退出によって不在となる場合、該当委員会メンバーが職務代行者として出席出来るものとする。
- 以上に記載のない「理事会における申し合わせ事項」については、例年第1回理事会にて決定する。

	セカンドを要する	修正も可	討議も可	表決を要す	再審議も可	他の発言を阻止できる
優先動議	1. 会合時間決定	○	○	(1) 1/2 ⁽²⁾	× ⁽⁶⁾	×
	2. 休 会	○	×	×	× ⁽⁶⁾	×
	3. 閉 会	○	○	(1) 1/2	× ⁽⁶⁾	×
	4. 緊急質問	×	×	×	ch ⁽³⁾	○
	5. 議事日程変更	×	×	×	ch 2/3	○
補助動議	6. 棚上げ	○	×	×	1/2	×
	7. 採決要求	○	×	×	2/3 ⁽⁴⁾	○
	8. 期限つき討議	○	○	×	2/3	○
	9. 一定時まで延期	○	○	○	1/2	○
	10. 委員会付託	○	○	○	1/2	○
本動議	11. 全体の委員会持越	○	○	○	1/2	× ⁽⁶⁾
	12. 修 正	○	○	(5) 1/2	○	×
	13. 不定期に延期	○	×	○	1/2	○
付帯動議	14. 一般議事	○	○	○	2/3	○
	15. 審議再開	○	×	×	1/2	× ⁽⁶⁾
	16. 再審議	○	×	(5) 1/2	×	○
	17. 無 効	○	○	○	2/3	○
付帯動議	18. 特別議事	×	×	×	2/3	……
	19. 規則の一時停止	○	×	×	2/3	×
	20. 動議取下げ	×	×	×	1/2	○
	21. 審議反対	×	×	×	2/3	○
	22. 議事進行	×	×	×	ch ⁽³⁾	×
	23. 議長決定に対する意義申立	○	×	○	1/2	○
	24. 動議を分けて審議	×	×	×	……	……
	25. 点 呼	○	×	×	1/2	……

【議事動議リスト（注）】

- …要、可 ×…否、不可 ch…chairman（議長）
- 1～13まで優先順位に配列してある
- (1) この動議は討論できない。修正については討論できる。
- (2) 1/2とは総投票数の過半数
- (3) 議長の裁断のみ、議長に異議あれば全員の投票を要す。
- (4) 2/3とは総投票数の2/3という意味。
- (5) 討論可能な動議に限り討論できる。
- (6) 再審議不可。しかし、もし可決されれば、一定の時間後再び上程できる。

公益社団法人彦根青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会 災害時における救援相互運営規程

第1条（名称）

本組織は、公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会災害支援ネットワーク（以下、ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク）と称する。

第2条（目的）

本規定は、日常における危機管理の啓発と災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

第3条（構成）

ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワークは滋賀ブロック協議会役員とブロック内会員会議所をもって構成する。

第4条（役員を選任）

1. 滋賀ブロック協議会会長はＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク会長に就任する。
2. ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク会長の任命により、滋賀ブロック協議会会員会議所理事長及び会務系副会長はＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク副会長に就任する。（副会長の人選、エリア分け等ブロックの内情に応じ変更）
3. ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク役員の内情については、当該年度の前年度の滋賀ブロック協議会会員会議所会議にて報告をしなければならない。

第5条（役員の内情）

役員の内情は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第6条（事務局）

1. ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク事務局は、滋賀ブロック協議会事務局内に置く。また滋賀ブロック協議会事務局長と同事務局員はそれぞれＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク事務局長と同事務局員を兼任する。ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク担当委員会が存在する場合には、連携して職務にあたるものとする。
2. 滋賀ブロック協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、ＪＣ滋賀ブロック災害支援

ネットワーク会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第7条（ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワークの発動）

1. 滋賀ブロック内の地域で災害等が発生したとき、ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク会長が必要と認めた場合、ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワークを発動し、本部を設立する。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）
2. 1項と同時に、被災地域の理事長は現地対策本部を、ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク担当副会長は情報支援本部をそれぞれ設立する。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）
3. 滋賀ブロック外の地域で災害等が発生したとき、ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク会長が必要と認めた場合、ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワークを発動し、本部を設立する。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）
4. 3項と同時に、ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク担当副会長は情報支援本部を設立する。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）
5. ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク会長が1項及び3項を遂行することが困難な場合、ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク担当副会長が代行してこれを行う。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）
6. 本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）
7. ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワークが発動され、本部が設立された後、その旨を滋賀ブロック協議会役員会議にて報告をしなければならない。

第8条（本部役員の内情）

1. ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク会長は原則として本部長に就任する。
2. 本部長はＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク副会長より副本部長、支援情報本部長、現地対策本部長を任命する。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）
3. 本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することが出来る。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）
4. 第7条3項でＪＣ滋賀ブロック災害支援ネット

ワーク会長を代行したＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク副会長は暫定の本部長となるが、その任期はＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワーク会長が本部長への就任が可能になるまで、若しくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。（順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる）

第9条（本部役員の職務）

1. 本部長は、本部を統括し公益社団法人日本青年会議所近畿地区協議会との連携を取る。
2. 副本部長は、本部長を補佐する。
3. 現地対策本部長は、現地対策本部を統括し、被災地と現地対策本部の調整をはかり支援情報本部に報告する。
4. 支援情報本部長は、支援情報本部を統括し、本部と現地対策本部との情報の受発信を行い支援情報の管理を行う。
5. 本部役員はＪＣ滋賀ブロック災害時における救援相互運営マニュアルに準じて活動を行うものとする。

第10条（解散）

本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、滋賀ブロック協議会役員会議の承認を得て本部を解散することができる。但し、被災状況により本部の継続が必要とされる場合、第5条の役員の任期にかかわらず継続して本部を設置することが出来る。

第11条（継続）

ＪＣ滋賀ブロック災害支援ネットワークは公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会が存在する限り、継続して行うものとする。

（付則） 2013年1月1日 施行
2010年10月30日 発行
2012年11月15日 改訂

彦根市及び周辺4町との災害協定書

災害時等における物資の供給協力に関する協定書

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「甲」という。）と公益社団法人彦根青年会議所（以下「乙」という。）とは、災害時等における物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・風水害その他の災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において応急救援活動として、物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有・準備する物資の供給を要請するものとする。

2 甲は、災害時における物資の確保・調達を要請するときは、災害時等における物資供給要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がない場合は、甲は、電話により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受託する場合は、物資供給要請受託書（別紙様式第2号）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がない場合は、乙に対し、電話により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請事項に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち甲が必要と認めるものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、原則として、甲が指定

する場所とし、甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を乙の提供する物資調達確認書（別記様式3号）等により確認の上引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の指定場所までの運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとし、避難所等への配送は、甲または甲が協力を要請する運送業者等が行うものとする。

（費用）

第6条 物資の取引価格は、災害等発生直前における適正な価格（運搬等に係る費用を含む。）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、引き取った物資の代金を、乙に対し、取引後、速やかに支払うものとする。

3 第1項に規定するもののほか、この協定による救援活動に要する経費については、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 第2条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては災害担当所管の責任者を、乙においては理事長をそれぞれ指定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結から効力を有するものとし、甲または乙が文章をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書を6通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

【様式1号(第2条関係)】

第 号 年 月 日				
公益社団法人 彦根青年会議所 様 各市町長 印				
物資供給要請書				
災害時における物資の供給協力に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、次の物資の供給を要請します。				
品名	規格	数量	引き渡し場所	引き渡し日時